いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	募集要項							用語の定義	【不可抗力】の定義に、「人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。」とありますが、原発事故も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	募集要項							用語の定義	【企業グループ】の定義は「事業者」と同義でしょうか。その場合、【建設JV】の定義で使用されている「企業グループ」とは別物との理解でよろしいでしょうか。	企業グループは単独または複数の内、優先交渉権者となった契約締結後に事業者となるため、同義ではありません。
3	募集要項	―						目次（用語定義）	【不可抗力】の定義として、「その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能」とありますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大のように、広範囲にわたる伝染病の発生などもこれに含まれるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
4	募集要項	2	第1	4	(1)			事業目的	「石炭代替燃料等として事業期間にわたり確実かつ安定して有効利用されること。」とありますが、確実かつ安定して有効利用することが主目的であり、石炭代替燃料にこだわらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	募集要項	2	第2	5	(1)	ア		事業概要	補助事業等交付申請図書作成補助の業務内容とは具体的にどのような内容でしょうか？	補助事業等交付申請図書の根拠となる資料の作成等(設計金額の根拠・図面作成等)を想定しています。
6	募集要項	2	第2	5				事業概要	SPC設立の目的は、「本事業の維持管理・運営業務等の実施」と記載に変更（「等の」が追記）がありました。これは、SPCが付帯事業の契約主体になったことで、付帯事業を遂行するのはSPCという想定でしょうか。付帯事業は、構成企業が直接実施するということも許容いただけるという理解でよろしいでしょうか。	付帯事業につきましても契約相手方はSPCとします。
7	募集要項	2	第2	5				事業概要	『サービス購入型である維持管理・運営事業に対して、付帯事業は事業者による独立採算の事業』という理解でよろしい場合、付帯事業の主体はSPCではなく、構成企業が直接実施することを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	No.6を参照ください。
8	募集要項	2	第2	5				事業概要	「また選定事業者の独立採算による付帯事業として･･･」とありますが、これは『サービス購入型である維持管理・運営事業に対して、付帯事業は事業者による独立採算の事業』という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	募集要項	2	第2	5				事業概要	事業者提案においてその他のバイオマスの受入及び未利用利活用事業を受付けるとありますが、優先交渉権者になったとしても実施できない場合、その可否の判断基準についてご教示お願いいたします。	付帯事業については、事業者の判断において可否を行ってください。 なお、未利用地は公共の財産（土地）であるため、利用用途が公共の財産としてふさわしいかが判断基準になります。 また、付帯事業の実施に係る法令等の確認については、事業者において行ってください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
10	募集要項	3	第1	5	(1)	ア		事業概要	「・・・必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものを除く）とありますが、市側で申請を想定されているものをご教示願います。	市としては以下を想定しています。 ・一般廃棄物処理施設設置届（中部新規設置施設及び南部し尿等の処理に係る施設） ・公共下水道事業計画変更に係る協議 ・その他、市が届出等を提出する必要があるもの
11	募集要項	3	第1	5	(1)	ア		事業概要	「アセットマネージメントデータベースシステムへの情報登録」とありますが、詳細な作業を、ご教示願います。	アセットマネジメントデータベースシステムは市の下水道施設の資産台帳として位置付けられているものです。設計・建設に関する業務としては、本事業で設置等をした施設について「平成28年4月1日付け国水下事第109号下水道事業課長通知」で定められている小分類単位で情報を登録することになります。
12	募集要項	3	第1	5	(1)	イ		事業者の業務範囲	「周辺住民への対応（一時対応）」とありますが、具体的にはどのような業務を想定されていますでしょうか。貴市における対応も含めてご教示ください。	住民からの問合せ受付窓口とその場での簡易説明を想定しています。詳細説明や別途対応作業が必要な場合は市で行う予定です。
13	募集要項	3	第2	5	(1)	イ		受入施設を除く新規施設の修繕及び更新業務	事業者の業務範囲として「受入施設を除く新規施設の修繕及び更新業務」とありますが、要求水準書（中部浄化センター編）P.22第1章4責任分界点4.12処理対象汚泥に、「し尿浄化槽汚泥の受入施設については、本事業において整備を行うものとする」とありますが、受入施設は除かれると理解してよろしいでしょうか。	受入施設は建設までが事業者の範囲です。修繕を含む維持管理・運営は市が行います。
14	募集要項	3	第2	5	(1)	イ		周辺住民への対応	周辺住民への対応（一次対応）とありますが、一次対応について具体的にどのようなことかご教示願います。	No.12を参照ください。
15	募集要項	3	第2	5	(1)	イ		見学者への対応	貴市業務範囲にも同様の内容がありますが、業務分担という考え方でよろしいでしょうか。また、業務範囲をご教示願います。	業務分担はご理解のとおりです。業務範囲は協議対象とします。
16	募集要項	3	第2	5	(1)	イ		見学者への対応	年間の想定される見学者の人数及び回数をご教示願います。	人数・回数は現時点で想定していませんが、維持管理・運営業務の支障とならない範囲を予定しています。
17	募集要項	4	第1	5	(3)			事業概要	「・・・協議の上、事業者の負担で市が外部搬出を行う。」とありますが、搬出先及び費用について特段の制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	募集要項	4	第2	5	(3)			下水汚泥処理施設等の計画処理量	設修繕等当社の事由により受け入れができない場合を想定した外部搬出費用については、想定分を提案価格に含め、当社の業務範囲外の修繕等による費用は含めない。という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
19	募集要項	4	第2	5	(3)			下水汚泥処理施設等の計画処理量	固形物濃度が2.2%→約2.4%に変更されていますが、日平均処理量、日最大処理量、年間処理量、また要求水準書p87の汚泥量の将来予測における固形物濃度の値については変更はないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
20	募集要項	4	第2	5	(4)			市の業務範囲	「施設の設置及び稼働に必要な許認可の取得及び届出の提出(市が取得又は提出すべきものに限る)とありますが、具体的に市が取得又は提出すべきものをご教示お願いいたします。	No.10を参照ください。
21	募集要項	5	第1	5	(4)			事業概要	いわき市様の業務範囲として、「周辺住民への対応」とありますが、事業者が行う補助業務は特段無いとの理解でよろしいでしょうか。	No.12を参照ください。
22	募集要項	5	第1	5	(4)			事業概要	いわき市様の業務範囲として、「見学者への対応」とありますが、事業者が行う補助業務は特段無いとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲（P.4）には「見学者への対応」も含まれています。
23	募集要項	6	第1	8	(2)			事業費	「中間処理生成物の処理費（運搬処分費）については事業者が負担する。」とありますが、処分先について特段の制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	募集要項	6	第2	8	(1)			事業者の収入	「市は、汚泥処理施設等及び受入施設の設計・建設並びに汚泥処理施設等の維持管理・運営に係る費用を 事業者に支払うものとする。」とありますが、当該支払いに必要な貴市における債務負担行為の議決は済んでいますでしょうか？お済でない場合、当該議決の予定時期をご教示ください。	令和２年２月定例会において議決済です。
25	募集要項	6	第2	8	(2)			事業者の市への支払い	バイオガスのうち、市へ納付する金額はバイオガス発電事業に利用するバイオガス量相当との理解で宜しいでしょうか。	バイオガス売買契約書（案）を参照ください。
26	募集要項	6	第2	8	(2)			事業者の市への支払い	付帯事業に係る土地の占有料とは、バイオガス発電事業契約（案）第７条（土地の貸付）の対価、提案バイオマス処理事業契約（案）第６条（施設使用料）における「土地の占有面積が増加した場合」、及び未利用地利活用事業契約（案）第５条（土地の貸付）の対価を意味するものとの理解でよろしいでしょうか。その他に生じるものがございましたら、ご教示をお願いいたします。	ご理解の通りです。
27	募集要項	6	第2	8	(3)			事業費	提案上限価格について記載がありますが、最低制限価格は設定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	募集要項	6	第2	8	(3)			事業費	設計建設費の上限と維持管理運営費の上限がそれぞれ記載されていますが、総事業費の上限ではなくそれぞれの上限を超えてはいけないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	募集要項	6	第2	8	(3)			提案上限価格	設計建設費と維持管理・運営費の合算が上限価格内であれば、それぞれの上限価格は不問と理解してよろしいでしょうか。	No.28を参照ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
30	募集要項	6	第2	8	(3)			提案上限価格	提案上限価格は、設計・建設業務に係る対価と維持管理・運営業務に係る対価を単純合計したものとあります。提案上限価格(総額)の他に設計・建設業務に係る対価と維持管理・運営業務に係る対価の各々の上限金額も設け、当該金額は本項に記載の金額という理解でよろしいでしょうか。	No.28を参照ください。
31	募集要項	7	第1	9				事業期間終了時の措置	「・・・要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。」とありますが、経年劣化に伴う外観等の制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	募集要項	7	第2	9				事業期間終了後の措置	事業方針質問の回答において、「事業終了時の措置の費用を本事業に含むか否かは募集要項を確認」とありましたが、記載がありませんでした。措置の仕様が不明瞭な現時点で、費用を本事業に含めることは困難と思われます。公募において、事業終了時の措置の費用は含めないとの理解でよろしいでしょうか。	それぞれの事業終了時の措置については、各種契約書（案）を参照ください。
33	募集要項	7	第2	9				事業期間終了後の措置	「現状回復」には地下埋設部も含めるとの回答がありました。杭の撤去については協議とさせていただく理解でよろしいでしょうか。	基本的に杭等の地下埋設部の残置については、廃掃法に抵触する恐れがあるため、原則として撤去してください。
34	募集要項	7	第2	9				事業期間終了時の措置	付帯事業については事業期間終了時において、原則として事業期間終了後6か月以内に現状回復とありますが、当該建設地は軟弱地盤であるかと思われます。解体撤去する場合、その後の跡地利用等を考慮し、基礎杭などの取扱いを協議させて頂くことは可能でしょうか。	No.33を参照ください。
35	募集要項	7	第2	9				事業期間終了時の措置	付帯事業についての原状回復期間について、原則として「事業期間修了後６か月以内」とありますが、例外として想定される具体例をご教示願います	市としては以下を想定しています。 ・発注者と受注者の協議により、期間の変更が認められた場合 ・不可抗力による場合 ・市が付帯事業の設備の買取を希望する場合
36	募集要項	7	第2	10				地方自治体への事前説明	固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対し固形燃料化物(有価物)を持ち込むことに関する事前協議記録を提出することになっていますが、非定常時に廃棄物扱となった場合の払い出し先に関して、払い出し先の施設が所在する地方自治体との事前協議は、本提案においては不要と考えてよろしいでしょうか。	提案する払い出し先の施設が所在する地方自治体によります。
37	募集要項	7	第2	10				地方自治体への事前説明	応募資格審査通過者は～とありますが、この説明は8月7日の応募資格確認結果の通知以降に地方自治体への事前説明を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
38	募集要項	7	第2	10				地方自治体への事前説明	「固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対し、当該固形燃料化物(有価物)を持ち込むことに関する事前説明を行った証を提出すること」とありますが、この説明の目的をご教示願います。本件の固形燃料化物には放射性物質が含まれていると想定されます。その扱い確認も目的に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	固形燃料化物を他自治体に持ち込むにあたり、その自治体に住民対応が発生する可能性があるため以下の説明及び問題発生時の対応確認が必要と考えます。 ・廃棄物ではなく有価物であること ・可燃物であること ・臭気成分を含み、車両運搬時に臭気が発生する可能性があること ・放射性物質を含む可能性があること
39	募集要項	7	第2	10				地方自治体への事前説明	廃掃法におきまして、「有価物」なのか「廃棄物」なのかの判断は利用する者による総合的な価値で決まるとされています。募集要項でいう「有価物」の定義は上述の理解でよろしいでしょうか？また、その定義において逆有償的な扱いになり「廃棄物」になった場合、もしくは廃棄物として扱う場合においては持ち込み予定の施設が所在する地方自治体に対し、当該物を持ち込むことに関する事前協議は不要との理解でよろしいでしょうか。	「有価物の定義については、各自治体の廃掃法所管部局にご確認ください。 廃棄物となった場合の事前協議については持ち込み予定の施設が所在する地方自治体によります。
40	募集要項	7	第2	10				地方自治体の事前説明	当該固形燃料化物を持ち込む自治体に説明する際は放射性物質が含まれる可能性があることを明確にし、事業開始後の問題発生回避、風評被害等の発生防止、また貴市への影響を及ぼさない事が重要かと思いますが如何でしょうか。	ご理解の通りです。
41	募集要項	7	第2	10				地方自治体の事前説明	持込先自治体より貴市からの説明及び証明文章の提出を求められた場合、協力して頂けるでしょうか。	協議対象とします。
42	募集要項	9	第3	2				選定の手順及びスケジュール	新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言が発出された状況下においての選定スケジュールですが、感染拡大防止の観点からも、緊急事態宣言延長期間と同期間の延期を検討頂けないでしょうか。	社会情勢を考慮し、必要に応じて協議対象とします。
43	募集要項	9	第3	2				選定の手順及びスケジュール	基本協定締結から基本契約締結までの間に1ヶ月半程度の期間がございますが、当該期間において貴市と優先交渉権者間における特定事業契約の内容に係る協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	募集要項	10	第3	3	(3)			施設確認、資料閲覧及び実験試料等提供	一部報道では新型コロナウィルスは汚泥に混入されていると報道されています。現状化で汚泥の採取・県外への持ち出しは可能でしょうか。	適切な取り扱いの上、ご対応願います。
45	募集要項	10	第3	3	(3)			施設確認、資料閲覧及び実験試料等提供	緊急事態宣言下において、都県をまたぐ移動が制限されており、施設確認、資料閲覧時期が限られてきます。期間の延長は検討頂けないでしょうか。	社会情勢を考慮し、必要に応じて検討します。
46	募集要項	14	第3	3	(12)			応札者によるプレゼンテーション	事業提案書の提出から企業プレゼンテーションまでの期間が短く、準備時間を確保するために、プレゼンテーションに関する詳細事項（時間や要綱等）は、段階的でも構わないので、8月中に先行して通知していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
47	募集要項	14	第3	4				付帯事業実施企業の参加資格要件	設計・建設業務及び維持管理・運営業務を行わない付帯事業実施企業が満たす必要がある要件は、4(2)に記載の要件及び事業内容に応じて必要となる資格の保有等と理解してよろしいでしょうか。	募集要項を修正しました。 設計・建設業務及び維持管理・運営業務を行わない付帯事業実施企業が満たす必要がある応募者の資格要件については、第3.4(3)ウを参照してください。
48	募集要項	15	第3	4	(1)	ウ		SPC構成企業の役割	SPCが実施する維持管理・運営業務は、「維持管理・運営業務委託契約」、「固形燃料化物売買契約」、「バイオガス売買契約」、「バイオガス発電事業契約」、「未利用地利活用事業契約」、「提案バイオマス処理事業契約」の6つの契約を事業者から継承することになります。SPC構成員の役割として、各構成員がどの業務を担当するのかにつきましては、応募資格確認申請時の様式7に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
49	募集要項	16	第3	4	(2)	オ		構成企業及び協力企業の制限	「金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと」とありますが、経営不振の状況の定義をご教示ください。	極端な売上高の減少や資金繰りが難航している状況が複数年に渡り続いている状況、社員への給与未払いがある等を指します。
50	募集要項	16	第3	4	(2)	カ		構成企業及び協力企業の制限	構成企業及び協力企業の制限として、審査員会の委員でないことが求められていますが、審査委員会の委員は公表して頂けないのでしょうか。	応募者と審査委員との不要な接触を防ぐ観点から公表しません。審査講評時に公表する予定です。
51	募集要項	16	第3	4	(2)	キ		構成企業及び協力企業の制限	当該項目へ該当しないことを応募者が確実に確認するには、審査委員会の委員を公表頂く必要があるとの認識ですので公表をお願い致します。 公表されない場合、これに該当しないことを応募者がどのようにして確認し得るご想定なのかご説明をお願い致します。	応募者と審査委員との不要な接触を防ぐ観点から公表しません。審査講評時に公表する予定です。
52	募集要項	17	第3	4	(3)	ア	(エ)	応募者の参加資格要件	設計業務を行う企業が建設会社の場合、建設会社の設計部門が、設計事務所登録としまして、●●建設株式会社一級建築士事務所という名称で、設計事務所登録を行っています。 ●●建設株式会社一級建築士事務所と（ア）および（イ）の要件を満たす建設会社が同一の企業である場合は、（オ）の条件を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	募集要項	18	第3	5	(1)			審査委員会	通常、PFI事業においては審査委員会のメンバーにつき公表されるとの理解ですので公表をお願い致します。（内閣府が公表しているガイドラインでは審査委員会の委員については事前公表とされています。）事前公表がされない場合、その合理的な理由をご説明下さい。	応募者と審査委員との不要な接触を防ぐ観点から公表しません。審査講評時に公表する予定です。
54	募集要項	19	第3	7	(1)			構成企業等の変更	「応募資格確認基準日以降の応募者の構成企業及び協力企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更は、原則として認めない」とありますが、これは事業期間終了まで継続する原則という理解でよろしいでしょうか。	基本契約の締結までを指します。契約締結後は契約書に従います。
55	募集要項	20	第3	8				優先交渉権者選定後の手続	優先交渉権者選定後、各契約締結の前に内容について協議が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
56	募集要項	20	第3	8				優先交渉権者選定後の手続	(5)～(10)につきましては、SPC設立後に承継するものとの記載がございます。承継時に貴市に提出が必要な書面等がございましたらご教示願います。	別途、事業者、SPC、市の三者間にて、SPCが事業者の権利義務を承継する旨の承継契約を締結します。提出書面等については契約締結前に提示します。
57	募集要項	20	第3	8	(3)			建設工事請負契約の締結	設計・建設企業が建設JVを組み場合、市と建設工事請負契約を締結するのは建設JVのみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	募集要項	20	第3	8	(4)			SPCの設立	「優先交渉権者又は優先交渉権者となった企業グループを構成する企業は、…」とありますが、単純に「優先交渉権者は、…」と記載せずに又は以降を追記している理由（どのような場合又は以降が適用されるのか）をご教示いただけないでしょうか。	優先交渉権者となった企業グループ全体でSPCを設立しなくても良いという意味です。
59	募集要項	20	第3	8	(4)			SPCの設立	SPC株式に関し、構成企業間での譲渡についても貴市の事前の書面による承諾事項となりますでしょうか。また、構成企業の企業再編による包括承継も「譲渡」に準ずるということになりますでしょうか。	構成企業間でのSPC株式譲渡、および構成企業の企業再編の場合、出資者保証書の変更につながるため市の事前承諾が必要となります。
60	募集要項	20, 21	第3	8	(5)～(10)			維持管理・運営業務委託契約等の締結時期について	（5）～（10）の各契約における実際の業務は、令和6年4月以降に事業者が設立するSPCが行うことが想定されていると理解しております。にもかかわらず、これら各契約を敢えて基本契約締結時点で構成員及び協力企業の全社を契約締結者として貴市と締結し、設立後のSPCに承継させる建付けを取られている趣旨をご教示ください。 かかる手続きは単に煩雑であるのみならず、事業者全体が共同連帯となる旨が基本契約書（案）に規定されていることから、事業者にとり過剰な負担を強いるものと考えますので修正を希望します。これら（5）～（10）の各契約については、基本契約において「設立後のSPCをしてこれら各契約を締結せしめる」旨を規定すれば事足りるものと存じますが如何でしょうか。貴市のお考えをご教示ください。	維持管理・運営事業契約および付帯事業に係る契約をSPCにより実施していただくにあたり、各事業契約に基づく準備行為を事業者に実施していただくことを求めることや、設立後のSPC維持に係る経費を縮減することを見込んだものです。
61	募集要項	21	第3	8	(8)			バイオガス発電事業契約の締結	バイオガス発電事業契約の契約者は、SPCではなく付帯事業主体となる構成員の１社がなることは可能でしょうか。	付帯事業につきましても契約相手方はSPCとします。
62	募集要項	21	第3	8	(8)			未利用地利活用事業契約の締結	未利用地利活用事業契約の契約者は、SPCではなく付帯事業主体となる構成員の１社がなることは可能でしょうか。	付帯事業につきましても契約相手方はSPCとします。
63	募集要項	21	第3	8	(8)			提案バイオマス処理事業契約の締結	提案バイオマス処理事業契約の契約者は、SPCではなく付帯事業主体となる構成員の１社がなることは可能でしょうか。	付帯事業につきましても契約相手方はSPCとします。
64	募集要項	21	第3	8	(9)～(10)			未利用地利活用事業、提案バイオマス処理事業の認否について	「事業者による提案が認められた場合」とありますが、提案の認否は優先交渉権者選定時点において明らかになり、当該時点で認否が確定するとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、契約交渉時に変更を協議する可能性があります。
65	募集要項	22	第4	1				リスク分担の考え方	市と事業者との責任分担は、すべて「特定事業契約書（案）」内に記載されている、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
66	募集要項	22	第4	1				リスク分担の考え方	市と事業者の責任分担は、特定事業契約書(案)において示す、とあります。また、3.事業者の責任の履行に関する事項も同様に参照していますが、これは用語の定義にある特定事業契約のことであり、個別の契約書案を指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
67	募集要項	22	第4	3	(2)	イ		維持管理・運営中の保険	火災保険への加入について記載がありますが、当該施設の所有者は貴市であるため、火災保険は貴市にて加入されるものと考えますがいかがでしょうか。	事業者が加入してください。
68	募集要項	22	第4	3	(2)	イ		維持管理・運営中の保険	第三者賠償責任保険の加入は、各構成員がそれぞれ加入するとの理解でよろしいでしょうか。また、火災保険はSPC加入との理解でよろしいでしょうか。	賠償責任保険も火災保険も事業者であるSPCが加入してください。
69	募集要項	23	第4	3	(4)	ア		事業用地の管理	維持管理・運営契約終了後も、付帯事業にかかる事業用地部分については付帯事業終了（原状回復完了）までの間は事業者の管理ということになりますでしょうか	ご理解の通りです。
70	募集要項	23	第4	3	(4)	イ		汚染土壌対策・地中障害物対策	必要な対策を事業者が講じる際の費用負担は貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	募集要項	23	第4	3	(4)	イ		汚染土壌対策・地中支障物対策	汚染土壌及び地中支障物が確認され、対策を実施する場合は貴市の費用負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
72	募集要項	23	第4	3	(4)			事業者の責任の履行に関する事項	「事業者が汚染土壌及び地中支障物を確認した場合、市に報告し、必要な対策を講じなければならない。」とありますが、対策に係る費用については、市の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	募集要項	23	第4	3	(4)	イ		汚染土壌対策・地中支障物対策	事業者が汚染土壌及び地中支障物を確認した場合･･･とあります。本事業の施工規模からして汚染土壌対策法に係る事前調査が必要かと思いますが、それを市の方で実施したとして、その上で何か問題が発生した場合と理解してよろしいでしょうか。	必要な事前調査がある場合は事業者が行って下さい。その上で何か問題が発生した場合を指します。
74	募集要項	23	第4	3	(4)	イ		汚染土壌対策・地中支障物対策	「必要な対策を講じなければならない」とありますが、具体的な対策に係る費用は貴市にて負担して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。また、その場合、対策に係る費用はどのような形で支払われるか、ご教示ください。	対策方法は別途協議とします。
75	募集要項	23	第4	3	(5)			業務の委託等	「委託」する業務の一部について、どういった類の一部業務がそれにあたるのか、具体的な事例をご教示ください。	下水処理における水質検査や汚泥性状調査、付帯事業における維持管理・運営等です。
76	募集要項	23	第4	3	(5)			業務の委託等	業務の一部を構成企業及び協力企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならないとありますが、業務範囲および下請け階層に関してどこまでの承諾を得る必要があるのかご教示お願いいたします。	一次下請けまでを想定しています。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
77	募集要項	23	第4	3	(5)			業務の委託等	業務の一部を構成企業及び協力企業以外に委託し又は請け負わせる場合に貴市から得る承諾は、委託先（下請負）業者についてという理解で宜しいでしょうか。それとも当該業者との契約書内容も承諾対象となりますでしょうか	契約書内容も承諾対象となります。
78	募集要項	24	第4	4	(2)	エ		施設供用開始後（維持管理・運営時）のモニタリング	「定期的に」とありますが、具体的な頻度及び実施時期をご教示願います。	要求水準書及び事業者提案によります。
79	募集要項	24	第4	4	(1)			モニタリングの実施	モニタリング対象は原則、建設JVの実施する設計・建設工事、SPCが実施する維持管理・運営業務のみであり、バイオガス発電事業、提案バイオマス処理事業、未利用地利活用事業等を民間事業者(SPC以外)が実施する場合は対象外と理解してよろしいでしょうか。	付帯事業の遂行はSPCを想定しております。 付帯事業については運営状況の報告をお願いします。
80	募集要項	24	第4	4	(2)	イ		市による実施状況のモニタリング等	「事業者は、一月毎に市から施工状況等の確認を受ける。」とありますが、確認方法について、ご教示願います。	要求水準書、建設工事請負契約書（案）、事業者提案の工程によります。
81	募集要項	24	第4	4	(2)	イ		建設段階	要求水準及び事業提案内容に適合していない場合の改善に係る費用負担については、発注者の責めに帰すべき事由によるときは発注者である貴市の負担との理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
82	募集要項	24	第4	4	(2)	ウ		工事完了・施設引渡時	要求水準及び事業提案内容に適合していない場合の補修又は改造に係る費用負担については、発注者の責めに帰すべき事由によるときは発注者である貴市の負担との理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
83	募集要項	24	第4	4	(2)	エ		市による実施状況のモニタリング等	「事業者は、定期的に市から維持管理・運営状況等の確認を受ける。」とありますが、確認方法について、ご教示願います。	要求水準書、維持管理・運営業務委託契約書（案）、事業者提案の内容によります。
84	募集要項	24	第4	4	(2)	エ		施設供用開始後（維持管理・運営時）	要求水準及び事業提案内容に適合していない場合の改善に係る費用負担については、維持管理・運営業務委託契約書（案）第18条第3項の定めによるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
85	募集要項	24	第4	4	(2)	エ		モニタリング（施設供用開始後、維持管理・運営時）	モニタリングの頻度や方法につきご想定をご教示ください。或いは、モニタリングの頻度や方法についても、本事業の提案項目なのか、併せてご教示ください。	要求水準書、維持管理・運営業務委託契約書（案）を参照ください。
86	募集要項	29	第7	1	(1)			事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	「～市は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出させ」とありますが、一定期間内で想定されている期間をご教示ください。	内容により修繕勧告で示します。
87	募集要項	25	第4	4	(2)	オ		財務状況	「監査」主体として公認会計士「等」とありますが、具体的にはどのような意味でしょうか	監査法人及びその関係機関を含みます。
88	募集要項	25	第4	4	(2)	カ		性能未達の場合等の損害賠償等	設計・建設における減額措置の詳細については、いかなるタイミングでお示しいただけますでしょうか。	建設工事請負契約書（案）を参照ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
89	募集要項	29	第7	1	(1)			事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の処置	「一定期間内に修復策を提出させ、」とありますが、一定期間について協議いただけるとの理解でよろしでしょうか。	内容により修繕勧告で示します。
90	募集要項	29	第７	3	(1)			当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	協議期間である「一定期間内」とはどの程度を想定されていますでしょうか	内容により修繕勧告で示します。
91	募集要項	32	別紙1	2	(2)			維持管理・運営業務に係る対価	既存施設の修繕及び更新実施時は、貴市に都度見積を提出し承認をいただいたうえで実施するという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
92	募集要項	32	別紙1	2	(2)			維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入料B)	B-1の⑤既設施設については、修繕等の費用が800万円/年を越えた段階で、以降の工事は市に負担をしていただける、という理解でよろしいでしょうか	20年間で1.6億円を超えた場合、市負担となります。
93	募集要項	33	別紙1	2	(2)			維持管理・運営業務に係る対価■変動費	「■各支払期の支払金額＝各支払期の脱水汚泥の実処理量(実績値)×単価(円/wet-t)」との記載がありますが、脱水汚泥以外の荷姿での受入れもありますので、各々の受入・処理形態に応じた汚泥処理量(実績値)管理が必要かと思います。基本的な考え方をご教示ください。 　また、変動費は固形物量に比例しますので、固形物量を原単位とした算定方法に変更して頂けないでしょうか。	脱水汚泥以外の形態は濃度の変動により量が著しく変化するため、ここでの「脱水汚泥」は、固形燃料化施設投入量を示していますので、原文のままとします。
94	募集要項	33	別紙1	2	(2)			変動費相当分（サービス購入料 B－2)	電気代従量料金の内、建築機械設備、建築電気設備、脱臭設備、取排水設備、脱臭設備の薬品代は、処理量の多寡に拘わらず変動しない項目であるので、固定費として考えますが、よろしいでしょうか。	電力単価は毎年変動する可能性があるため、変動費としてください。
95	募集要項	33	別紙1	2	(2)			サービス購入料B-2	サービス購入料B-2における「④その他費用」とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	提案バイオマス処理事業の内容により①～③以外に必要な費用が生じる可能性を考えているため、事業者提案によります。
96	募集要項	34	別紙1	3	(2)			維持管理・運営業務に係る対価	維持管理運営費について、年毎の限度は設定されますでしょうか。	維持管理運営費について、年毎の限度は設定しておりません。
97	募集要項	34	別紙1	4				物価変動等による改定	維持管理運営費について、物価以外のリスクに伴う変動に関しましては、都度協議する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
98	募集要項	35	別紙1	4	(1)	イ		維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入料B-１）	②、③の指標 は、「企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」（日本銀行調査統計局） 」とありますが、”消費税を除く”「企業向けサービス価格指数」の「小類別/下水道」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
99	募集要項	35	別紙1	4	(1)	イ		維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入料B-１）	④、⑤の指標 は、「国内企業物価指数・「はん用機器」（日本銀行調査統計局） 」とありますが、”消費税を除く”「国内企業物価指数」の「類別/はん用機器」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
100	募集要項	35	別紙1	4	(1)	イ		維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入料B-１）	⑤既存設備の一定額（800万／年）一件当たりの上限額はございますか。また、次年度への繰越は可能でしょうか。	一件あたりの上限はありません。 №92を参照ください。
101	募集要項	35	別紙1	4	(1)	イ		維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入料B-２）	①の指標 は、「国内企業物価指数・「化学製品」（日本銀行調査統計局） 」とありますが、”消費税を除く”「国内企業物価指数」の「類別/化学製品」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
102	募集要項	35	別紙1	4	(1)	イ		維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入料B-２）	②の指標 は、「国内企業物価指数・「石油・石炭製品」（日本銀行調査統計局） 」とありますが、”消費税を除く”「国内企業物価指数」の「類別/石油・石炭製品」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	募集要項	35	別紙1	4	(1)	イ		維持管理・運営業務に係る対価（サービス購入料B-２）	④の指標 は、「企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」（日本銀行調査統計局） 」とありますが、消費税を除く「企業向けサービス価格指数」の「小類別/下水道」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
104	募集要項	35	別紙1	4	(1)			改定の条件	従量料金等相当額については、貴市と供給事業者等との契約が変更された時点で変更になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
105	募集要項	35	別紙1	4	(1)			サービス購入料B-2	③市が分岐供給するユーティリティの従量料金相当分の指標に「各供給事業者等と市の需給契約が変更等された場合、協議し、市が決定する」とありますから、貴市と供給事業者等との契約が変更された時点で変更になるという理解で宜しいでしょうか。また、改定率（α）±1.5以上は適用されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
106	募集要項	35	別紙1	4	(2)			改定の条件	「第1回支払い（令和6年4～6月分）以降の支払額については、原則として毎年、6月1日時点での最新指標に基づき見直しを行い」とありますので、第2～4回支払いについても、見直し後の対価を使用するということでよろしいでしょうか。	第2～4回支払いについては第1回支払いと同じ条件での支払いとなります。
107	募集要項	35	別紙1	4	(2)			改定の条件	「原則として、毎年6月1日時点での最新指標に基づき見直しを行い、翌年度の維持管理・運営業務に係る対価を確定する。」とありますので、改定は翌年4月からということでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	募集要項	35	別紙1	4	(2)			改定の条件	「ただし、第1回支払い（令和6年4～6月分）の改定については」とあるが、これは令和5年6月1日時点の指標を基に対価を改定するということでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
109	募集要項	36	別紙1	4	(2)			改定の条件	「基本契約締結時の指標を最後に見直しを行った年度の指標とする。」とありますが、基本契約締結時に提案金額の最終見直しがあるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
110	募集要項	36	別紙1	4	(3)	ア		改定の計算方法	「基本契約締結時の指標」は、「基本契約締結時における最新の指標（直近 12　ヶ月分の平均値）」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
111	募集要項	36	別紙1	4	(3)	ア		改定の計算方法	改定率（α）は、「小数点以下切捨てとする」とありますが、小数点第何位以下を切り捨てということでしょうか。±1.5%以上の場合に改定を行うものとするとあるため、小数点第2位以下と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
112	募集要項	36	別紙1	4	(3)	ア		改定の計算方法	改定率（α）の数値が、仮に毎年度±1.5未満で継続した場合、20年の期間において改定がされないことになります。その場合、一定年数（例：3～5年毎）の協議とさせていただきたいと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
113	募集要項	36	別紙1	4	(3)	ア		算定式	「※改定率(α)が±1.5以上の場合に改定を行うものとする。」とありますが、12か月間の平均値を持って改定率±1.5以上というのは非常に民間負担が大きい印象があります。±1.05の間違いではないでしょうか。	原文のままとします。
114	募集要項	37	別紙2	(1)	ウ エ			契約の解除等	ウの業務責任者の変更は「請求することができる」とあり、貴市の任意と理解いたしておりますが、貴市がウの請求を行わない場合のエの解除時期は、イにおける第２回目の改善勧告後の改善確認措置後最長60日を経てという理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
115	募集要項	37	別紙2	(2)	ア			維持管理・運営業務に係る対価の減額等の措置	募集要項より上位にあたる基本契約の第17条第3項において、「不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は、（同契約同条）第1項は適用しない」とありますので、不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は減額の対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
116	募集要項	38	別紙2	(2)	イ			各施設の利用可能性が確保されていない措置	募集要項より上位にあたる基本契約の第17条第3項において、「不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は、（同契約同条）第1項は適用しない」とありますので、不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は減額の対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
117	募集要項	39	別紙2	(2)	ウ	(ア)		レベルの認定	募集要項より上位にあたる基本契約の第17条第3項において、「不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は、（同契約同条）第1項は適用しない」とありますので、不可抗力の場合はペナルティの対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
118	募集要項	40	別紙2	(2)	ウ	(イ) ①ただし書		ペナルティポイントの算定	ケース1の場合は、「保留期間の措置はない」とありますが(1)記載の改善対策、改善期限、改善計画書提出の各適用対象にはなるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　募集要項に関する質問回答

No.	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
119	募集要項	40	別紙2	(2)	ウ	(ウ)		維持管理・運営 業務 に係る対価の減額	第3文で「また、市は、減額後の 維持管理・運営 業務に係る対価の支払については、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。」とありますが、改善が確認されるまで減額後の対価の全額が支払われないとすると、SPCにおいて当該事象発生時における資金繰りを維持するための過剰なキャッシュポジションを持つ必要が生じ、提案価格の上昇につながることから貴市の利益にもならないものと考えます。減額後の対価を四半期毎に支払う建付けへの修正をご検討ください。	原文のままとします。

いわき市下水汚泥等利活用事業　優先交渉権者選定基準に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	優先交渉権者選定基準	2	3	(1)			基礎審査	基礎的事項③提案書が要求水準を満たしていること。要求水準に係る事業提案書を確認するステージゲート審査であり、総合評価の点数にカウントされないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	優先交渉権者選定基準	2	3	(2)	ア		プレゼンテーション	プレゼンテーションは、様式Ⅱ 提案概要書を用いて説明するとの理解でよろしいでしょうか。パワーポイント等、別途用意する必要はありますでしょうか。	パワーポイントを使用して説明してください。
3	優先交渉権者選定基準	2	3	(2)	イ	(ア)	定性評価	応募者毎に順位をつけた上で、評価を付与する相対評価か？	相対評価ではありません。
4	優先交渉権者選定基準	3	3	(2)	ウ		経済性に関する評価点	公共工事の品質確保の促進に関する法律にも記載されているように、本事業においても過度なダンピング受注を防止するために、最低制限価格や定量化限度額等が設定されると理解してよろしいでしょうか。 また、維持管理・運営費についても、同様と考えてよろしいでしょうか。	最低制限価格の設定はありません。
5	優先交渉権者選定基準	3	3	(2)	ウ		経済性に関する評価点	最低制限価格の算定式はH28年10月18日付いわき市財政部契約課工事計画係様公表内容が適用されると考えてよろしいでしょうか。	№4をご参照ください。
6	優先交渉権者選定基準	4	別紙	(4)			温室効果ガスの発生抑制	「ただし、固形燃料化物利用先での削減効果を含まないものとする」とあります。 　要求水準書1.1項記載の事業目的「下水汚泥固形燃料化物を外部燃料利用することで温室効果ガスの削減を目指すことを目的とする」に照らして、固形燃料化物利用先での削減効果も評価に含む方が自然であると考えますが、除外される理由は何でしょうか。	いわき市としての削減効果を対象としています。
7	優先交渉権者選定基準	4	別紙	(5)			地域への貢献	設計・建設時における地域経済への貢献額は、一次下請けまでを含めると理解してよろしいでしょうか。	地域経済への貢献度合で評価します。
8	優先交渉権者選定基準	4	別紙				内容評価点の評価項目及び配点	「SPCの収益性」において定量的評価基準としてE-IRR5%以上とありますが、これは税引き後の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　優先交渉権者選定基準に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
9	優先交渉権者選定基準	4	別紙				内容評価点の評価項目及び配点	「SPCの収益性」において定量的評価基準としてE-IRR5%以上とありますが、付帯事業等によりSPC自体が投資を行う場合におきましても、同じ評価基準を適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	優先交渉権者選定基準	4	別紙				内容評価点の評価項目及び配点	「SPCの収益性」において「維持管理運営時の単年度赤字がない」とあります。「維持管理運営時」というのは、SPC設立時（令和5年10月までに設立となっておりまる）からではなく、維持管理・運営期間に当たる令和6年4月1日を想定されていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	様式	項目				項目名	質問および意見	回答
1	1-6.							エクセルシート名 特定事業計画書	シート名が「特定事業計画書(案)」となっていますが「特定事業契約書(案)」の間違いかと存じますが。	ご理解の通りです。
2	様式集	5	2. 提出書類一覧	3	2)	提案書類提出時		要求水準に係る事業提案書	「要求水準に係る事業提案書」についてですが、こちらの提案書類上の位置づけについて募集要項等において記載がなされておりません。こちらは優先交渉権者の選定上、なんらの評価の対象にもならないと理解してよろしいでしょうか。 評価の対象とならない場合、こちらの提案書の位置づけをご説明下さい。	提案が要求水準を満たしているか（基礎審査）、「優先交渉権者選定基準に係る提案書」における提案内容が要求水準と整合しているか（齟齬がないか）の確認を行うためです。
3	様式集	32	13					維持管理・運営を行う者の配置予定技術者の資格	現地点における配置予定技術者に関して応募資格確認申請における添付書類となっていますが、SPCはR5年10月迄の設立となっています。契約締結後、事業者の都合で配置予定技術者の変更が生じた場合にはどのような手続きが必要でしょうか。	維持管理運営業務委託契約書（案）を参照ください。
4	様式集	37	Ⅱ					提案概要書	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	様式集	48	Ⅲ-1-2	（別添）				誓約書	会社名および押印は、設計・建設企業がJVを構成している場合は、同建設JVの代表企業との理解でよろしいでしょうか。	JVを構成する企業全ての記名及び押印をしてください。
6	様式集	52	Ⅲ-3					嫌気性消化技術提案内容	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	様式	項目				項目名	質問および意見	回答
7	様式集	54	Ⅲ-4					下水汚泥固形燃料化技術　提案内容	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	様式集	55	Ⅲ-5-1					施設概要及びプロセス(中部浄化センター)	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	様式集	57	Ⅲ-6-1					配置計画(中部浄化センター)	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	様式集	59-61	Ⅲ-7-1					機械設備計画(中部浄化センター)	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	様式集	63	Ⅲ-8-1					電気設備計画(中部浄化センター)	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	様式集	67	Ⅲ-9-1					土木施設計画(中部浄化センター)	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	様式	項目				項目名	質問および意見	回答
13	様式集	69	Ⅲ-10-1					建築計画(中部浄化センター)	地域バイオマス処理事業は付帯事業でありますが、バイオガス発生量および固形燃料物量に関係してきます。設備シェアも考えられることから、本事業と民間事業の範囲・関係性を示しながら提案事業の全体的な説明をさせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	様式集	71	Ⅲ-11					設計・建設工程及び許認可申請	同上+募集要項にて、各々の施設の法的な位置づけとその建設に必要な許認可をご教示お願いいたします。また、その中で市が行う業務範囲についてご教示お願いいたします。	想定としては以下です。 固形燃料化施設：可燃物（危険物）製造・貯蔵・取扱い施設 嫌気性消化施設：高圧ガス取扱い施設 し尿等受入施設：一般廃棄物処理施設 バイオガス発電施設：発電施設 その他各事業者の提案によるため、別途関係法令を確認ください。
15	様式集	71	Ⅲ-11					設計・建設工程及び許認可申請	同上+募集要項にて、各々の施設に必要な許認可の中で、市が行う業務範囲についてご教示お願いいたします。	募集要項No.10を参照ください。
16	様式集	79	Ⅳ-1-1	1	①			固形燃料化物受入先企業の安定性	受入れ期間は、現時点での予定期間を記載との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	様式集	80	Ⅳ-1-1					固形燃料化物受入企業の安定性	当該受入企業が上場企業の連結決算対象子会社である場合には、当該受入企業とその親会社について、それぞれ過去5ヵ年の損益計算書と貸借対照表を提出する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	様式集	80	Ⅳ-1-1					固形燃料化物受入企業の安定性	当該受入企業の企業集団が国際会計基準に基づく連結決算を行っている場合、提出する資料は会社法(日本会計基準)に基づく損益計算書・貸借対照表との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	様式集	80	Ⅳ-1-1					固形燃料化物受入企業の安定性	「連結決算による過去5ヵ年の損益計算書と賃借対照表」について、副生成物の処分先については不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　様式集に関する質問回答

No.	資料名	頁	様式	項目				項目名	質問および意見	回答
20	様式集	86	Ⅳ-1-5	1				セルフモニタリング	事業者の財務状況に関するセルフモニタリングとありますが、事業者とはSPCとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	様式集	104 105	Ⅳ-5-1 Ⅳ-5-2					地域貢献	市内企業等との協力・連携及び人材活用等との記載がありますが、市内企業等の定義（市内に本店、営業所があること等）をご教示願います。	市内に本店があることを指します。
22	様式集	101	Ⅳ-4-1					温室効果ガスの発生抑制	中部浄化センターの場外での温室効果ガス排出量の削減効果は計上しないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	様式集 （その１）		11	第8条				出資割合等	構成員の出資割合は、応募資格確認書類の提出後、基本契約締結までの間に変更できると考えてよろしいでしょうか。	応募条件を満たす範囲内であれば問題ありません。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	中部浄化センター編	1	1	1.5	(1) (2)		事業期間	「新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言が発出された状況下においての本工事及び業務の対応についてですが、感染拡大防止の観点からも、工期延長を含む協議の場を設けて頂く事は可能でしょうか。」	社会情勢を考慮し、必要に応じて協議対象とします。
2	中部浄化センター編	7	2	2.2	(1)		汚泥処理施設等及び受入施設の設計及び建設に関する業務	・補助事業等交付申請図書作成補助について、具体的な交付申請事業名をお教えください。	本事業については、下記の国庫補助制度の活用を想定しています。 ・民間活力イノベーション推進下水道事業 ・社会資本整備総合交付金
3	中部浄化センター編	7	2	2.2	(2)		事業者の事業範囲	周辺住民への対応（一次対応）とは具体的にどのようなことかご教示願います。	住民からの問合せ受付窓口とその場での簡易説明、工事内容説明会への参加協力等を想定しています。詳細説明や別途対応作業が必要な場合は市で行う予定です。
4	中部浄化センター編	7	2	2.2	(2)		見学者対応の設備	見学者への対応について、必要な設備は事業者提案と考えておりますがよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
5	中部浄化センター編	7	2	2.2	(2)		汚泥処理施設等の維持管理運営に関する業務	別紙１に定める既存設備機器類の電力等ユーティリティは「一定額以下の修繕および設備更新」には含まれず、貴市範囲と考えてよろしいでしょうか。	事業者の範囲です。
6	中部浄化センター編	7	3				し尿等受入施設土木工事に関する要求水準	外構工事の舗装構成については、既存図面の場内道路標準断面図を参考に致しますが、宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	中部浄化センター編	7	3				し尿等受入施設土木工事に関する要求水準	盛土に使用する基礎杭工事による掘削土砂について、掘削土砂は盛土に適さない土質性状の土砂を除き使用とありますが、盛土に適さない掘削土砂（ベントナイト混入掘削土等）は場外搬出（産廃処分）として処分で見るようでしょうか。	ご理解の通りです。
8	中部浄化センター編	8	2	2.2	(2)		汚泥処理施設等の維持管理運営に関する業務	「既存施設のうち別紙1に定めるものの一定額(800万円/年)以下の修繕及び設備更新」とあり、サービス購入料Ｂの固定費に800万円/年を計上するとの認識でしょうか。また、年間800万円使用していなくても固定費のため精算対象外でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、固定費のため精算対象外です。
9	中部浄化センター編	8	2	2.2	(2)		汚泥処理施設等の維持管理運営に関する業務	既存施設の修繕及び設備更新の金額について年間800万円以下と定めておりますが、一件当たりの金額の規定や上限額等があればご教示願います。また、年度内の修繕及び設備更新額が規定額以下であった場合は次年度以降に繰越が可能でしょうか。	前段については、規定・上限額等はございません。 後段については、20年間で1.6億円を超えた場合、市負担となります。
10	中部浄化センター編	8	2	2.3	(2)		市の業務範囲	し尿浄化槽汚泥受入施設の生活環境影響調査は市サイドで実施するという理解でよろしいでしょうか？地域バイオマス処理施設でも同様な調査が必要であり、事業を実施する民間事業者に開示して頂きたい。	市の生活環境影響調査は、今年度作成・開示予定です。 実施設計後、必要に応じて事業者側で上記資料を修正するとともに、提案事業との調整がある場合は修正、手続きをしてください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
11	中部浄化センター編	9	2	2.3	(2)		市の業務範囲	「維持管理運営範囲は、汚泥の受入以後」と記載に変更ありましたが、これは既設脱水ケーキ受入ホッパでの汚泥受入業務を含む、という理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、具体的にどういった業務内容となる想定でしょうか。	ご理解の通りです。 具体的には、搬入車両の計量・搬入扉の開閉・マニフェストの発行・汚泥移送等を主とした業務を想定しております。
12	中部浄化センター編	15	3	3.1			全体処理量 市の負担の外部搬出処分	市の維持管理範囲内の設備修繕等により受け入れ・処理ができない場合の汚泥について、外部搬出・処分先が決まっていましたらご教示願います。	未定です。
13	中部浄化センター編	15	3	3.2	(4)		し尿・浄化槽汚泥の前処理により生じるし渣	し渣の袋詰は事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。また場外搬出に伴う費用負担は貴市でしょうか、	ご理解のとおりです。
14	中部浄化センター編	17	3	3.4			表 1 処理汚泥量（年間汚泥量）	汚泥量及び固形物量の合計値は各項目の合算値と端数が整合しませんが、御提示の合計値を正として考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	中部浄化センター編	19	4	4.3			電気室及び監視室スペース	「受入施設については下水処理場中央監視室にて運転制御が行えるよう」とあり、図6では新規中央監視室は状態監視のみとの記載があります。一方、p556.4.5(1)アでは、し尿等受入監視室においても集中監視、集中制御と記載があります。どちらが正でしょうか？また、下水処理場中央監視室設置の場合の電源供給元について、ご教示願います。	し尿受入関連設備は、市所管となりますので、運転制御が、SPC管理部分と分けて制御可能なものとしてください。下記に例を示します。 下水道中央監視室：制御可能とすること 現場受入監視室(等)：制御可能とすること 新規中央監視室(汚泥処理のための：設置する場合）：状態監視可能とすること また、下水道中央監視室の電源供給は、下水道側の電源を利用可能とします(改造費用は今回事業費に含めること)
16	中部浄化センター編	19	4	4.1			電力	バイオガス発電事業に係る系統連結点(引込点)からバイオガス発電施設までの架線に関しては埋設ルートは別途協議させて頂くが、電線管布設で検討することも可能と理解してよろしいでしょうか。	別途協議とします。
17	中部浄化センター編	19	4	4.3			電気室及び管理スペース	汚泥処理施設等の運転に係る中央監視室を新設する場合において、付帯事業における提案バイオマス処理施設からの関係情報を監視制御設備に取り込むことが可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	中部浄化センター編	19	4	4.3			電気室及び管理スペース	提案バイオマス処理施設への電気供給は汚泥処理施設等の新設電気室から行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	中部浄化センター編	20	4	4.6			上水	バイオガス発電事業および提案バイオマス処理事業においても同様な扱いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	中部浄化センター編	20	4	4.7			電話	電話は、事業者が契約を行うこととありますが、電話機の個数や設置場所は、維持管理運営業務において、必要な個数等を確保すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
21	中部浄化センター編	20	4	4.7			電話	受入施設と下水処理場中央監視室との連絡手段の設置が求められていますが、受入施設は、受入施設内の新設監視室に設置で宜しいでしょうか。	無人運転時には、搬入業者等が利用することも想定していますので、投入車室内と新設監視室内に設置してください。
22	中部浄化センター編	21	4	4.8			滅菌前再生水及び滅菌後再生水	滅菌前再生水について、「既設ポンプ利用の水量では不足する場合、取水ポンプを更新することで利用できる最大水量」とありますが、既設ポンプの仕様は2.9m3/分であり、表4の水量を超えています。既設ポンプと同流量まで取水可能と考えてよろしいでしょうか。	給水量は表４の通りです。 既設ポンプは、浄化センターの場内用水として使用していることから、既設ポンプ吐出量の全量を給水できるわけではありません。
23	中部浄化センター編	21	4	4.8			滅菌前再生水及び滅菌ご再生水	バイオガス発電事業および提案バイオマス処理事業においても同様な扱いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	中部浄化センター編	22	4	4.9			生活排水及び雨水排水	付帯事業である提案バイオマス処理事業においても雨水はマンホール接続、生活排水は上水メーターによる加算清算という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	中部浄化センター編	22	4	4.9			生活排水及び雨水排水	提案バイオマス処理施設においても一般廃棄物処理施設設置届を届出る計画ですが、この場合、生活排水を調整槽へ受入れることが可能と理解してよろしいでしょうか。	事業者選定後協議により決定いたします。
26	中部浄化センター編	22	4	4.11			処理工程における排水	処理工程における排水の内、し尿等の夾雑物除去装置、夾雑物脱水装置などの排水は、し尿等との分離が難しいことから、排水はし尿等と合わせて貯留槽に入れてもよいでしょうか。 なお、このとき、貯留槽容量は排水量を考慮した容量とします。	夾雑物除去後汚泥・し渣脱水後脱離液は貯留槽に投入可とします。 洗浄後排水は、事業者設置の排水槽下流側へ接続してください。
27	中部浄化センター編	22	4	4.11			処理工程における排水	「排水量について随時、下水処理場中央監視設備へ信号が伝わるように」との記載がありますが、今回新たに下水処理場中央監視室に設置する監視装置で監視を可能とすると理解ししてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
28	中部浄化センター編	22	4	4.12			処理対象汚泥	「事業者は、濃縮汚泥を安定的に受け入れるための設備を設けるものとする」とありますが、別紙１に既存汚泥処理施設・機器リストに「汚泥貯留槽撹拌機」が示されていることから、この既設槽を事業期間20年間使用可能（800万円/年の上限の中で）とも理解できます。使用可能な場合には新たに設置する必要が無いのですが、そのような提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	中部浄化センター編	23	4	4.14			既存建築物	原則として既存建築物内への維持管理人員の常駐は不可とありますが、設備の利用および維持管理での立ち入りは可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
30	中部浄化センター編	23	4	4.14			既存建築物	維持管理人員は、既存施設内に休憩室や事務所を設けることはできないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	中部浄化センター編	25	5	5.4	(1)		悪臭防止対策	「敷地境界における規制値を満足するための参考値」という記載が追加されましたが、事実上は、表9の数値が規制値同等の扱いとなる、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	中部浄化センター編	26	5	5.4	(1)		悪臭防止対策	排出水の定義から考えますと、排出口は「外気にさらされる排出ガスのある箇所」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
33	中部浄化センター編	27	6	6.2	6.2.2		設計に伴う許認可等	一般廃棄物処理施設設置届について、届出は施設の所有者である市が行うという理解でよろしいでしょうか。	汚泥処理施設等に係る届出は市が行います。 なお、事業者の届出作成支援については、№中10をご参照ください。
34	中部浄化センター編	27	6	6.2	6.2.2		設計に伴う許認可等	「一般廃棄物処理施設設置届に必要な生活環境影響調査は、市が計画段階において準備したものを、施設の実施設計に合わせ事業者が修正のうえ、届出を行うこと。」とありますが、生活環境影響調査の調査計画準備書のようなものを公表頂けないでしょうか？提供データおよび事業者の修正範囲を確認させて頂ければと思います。	【No.10参照】
35	中部浄化センター編	27	6	6.1	2		事前調査	各種調査等に係る要求水準は定められていない理解でよろしいでしょうか？	事業者の判断に委ねます。
36	中部浄化センター編	30	6	6.3	6.3.6		施工管理	中部浄化センターにおける汚泥処理施設等及び受入施設の工事実施時に民間所有のバイオガス発電施設および提案バイオマス処理施設等の建設工事が同時並行して進捗します。「いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について」令和2 年1月によれば、近隣工事に関する現場代理人の兼務が認められれていることから、中部浄化センターにおける汚泥処理施設等及び受入施設の建設工事と民間所有のバイオガス発電施設および提案バイオマス処理施設等の建設工事の両工事における現場代理人の兼務が可能と理解してよろしいでしょうか。	不可です。
37	中部浄化センター編	30	6	6.3	6.3.6	(3)	施工管理	中部浄化センターにおける汚泥処理施設等及び受入施設の工事実施時に民間所有のバイオガス発電施設および提案バイオマス処理施設等の建設工事が同時並行して進捗します。「いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について」令和2 年1月によれば、近隣工事に関する現場代理人の兼務が認められれていることから、中部浄化センターにおける汚泥処理施設等及び受入施設の建設工事と民間所有のバイオガス発電施設および提案バイオマス処理施設等の建設工事の両工事における監理技術者の兼務が可能と理解してよろしいでしょうか。	不可です。
38	中部浄化センター編	31	2	6.3	6.3.6	(11)	施工管理	既設電気工作物を改造する場合に、市が契約している電気主任技術者の立会いが必要との理解で良いでしょうか？	ご理解の通りです。
39	中部浄化センター編	31	6	3.9			工事期間中のユーティリティ	建設に必要な上水は、市より有償で供給頂ける供給点は、別紙5の上水分岐点との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	中部浄化センター編	31	6	6.3	6.3.9		工事期間中のユーティリティ	バイオガス発電事業および提案バイオマス処理事業、未利用地利活用事業においても同様な扱いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	中部浄化センター編	32	6	6.3	6.3.10		建設副産物等の取扱い	バイオガス発電事業および提案バイオマス処理事業、未利用地利活用事業においても同様な扱いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	中部浄化センター編	33	6	3.13			災害対策	事業提案書提出後に福島県作成の藤原川水系等の洪水浸水想定区域図にが公表され、浸水深さ等の見直しが行われた場合の対応については、協議により、決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
43	中部浄化センター編	33	6	3.13			災害対策	福島県作成の藤原川水系、蛭田川水系における洪水浸水想定区域図については令和2年度中に公表予定との事ですが、現段階の対応では洪水浸水はないとして計画を進めてよろしいでしょうか？	いわき市河川洪水ハザードマップを参照してください。
44	中部浄化センター編	33	6	6.3	6.3.13		災害対策	福島県作成の藤原川水系、蛭田川水系における洪水浸水想定区域図については令和2年度中に公表予定との事ですが、現段階の対応では洪水浸水はないとして計画を進めてよろしいでしょうか？	№43をご参照ください。
45	中部浄化センター編	33	6	6.3	6.3.15	1	特記事項	交付金の要綱等を熟知しその趣旨に沿った施設を設計、建設する事とは具体的にどのような図書が必要でしょうか？	【No.2】に示す交付金事業の内容、趣旨を理解し必要な図書等を参照ください(2.4、2.5もご参照ください)
46	中部浄化センター編	36	6	4.1	(3)	オ	廃掃法による測定項目	廃掃法の施行令に「産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」が記載してあり、そこで規定されている項目と理解しますが、括弧内に記載の項目の規定が見当たりません。引用個所を教えていただけないでしょうか？ また、この測定対象は提案する施設のどういう部分を対象と考えればよいでしょうか？	規定されている項目は、燃焼ガス温度と一酸化炭素濃度となりますが、（）内の項目は既存焼却炉で測定しているものとなります。
47	中部浄化センター編	36	6	4.1	(2)	キ	防鳥対策	防鳥対策については、新施設単独ではなく、浄化センター全体での対応が必要かと思いますが、現在、想定されている対策等はありますでしょうか。 現時点で想定されている対策がない場合は、新施設で提案した対応策は、同じ浄化センター内の他施設も、別途工事にて、同様な対策をとるとの理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。
48	中部浄化センター編	40	6	4.2	(4)	ア	計量器の屋根	屋外に設置の場合には、屋根を設置とありますが、車両全体を覆うのではなく、屋 根設置は運転席からカードリーダーを操作する範囲でも宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。
49	中部浄化センター編	41	6	4.2	(4)	ア	計量器のインターホン	計量器のインターホンは、管理棟の下水処理場中央監視室に接続するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
50	中部浄化センター編	43	6	6.4	6.4.2	(4)	キ沈砂除去装置	沈砂受箱は2回分以上、2個とありますが使い勝手の面から槽容量を2回分以上として個数を増やしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
51	中部浄化センター編	45	6	6.4	6.4.2	(4)	セ計装用コンプレッサ	「設置する室は防音構造とする」とありますが、これと同等の効果が見込まれるボックス内に収納することでもよろしいでしょうか。	事業者提案によります。 (防音ボックス内に収納する場合は、異常な温度上昇を回避するための換気設備を設けること。)
52	中部浄化センター編	45	6	6.4	6.4.2	(5)	ア貯留槽、予備貯留槽	「予備貯留槽有効容量は、貯留槽と合わせ想定最大搬入量以上となるよう」とは、最大1日搬入量があるときを含めた搬出入スケジュールより必要貯留槽容量を設定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	中部浄化センター編	45	6	6.4	6.4.2	(5)	ア貯留槽、予備貯留槽	最大1日搬入量のどの程度の頻度と考えればよろしいでしょうか。	閲覧資料をご確認ください。
54	中部浄化センター編	47	6	6.4	6.4.2	(6)	脱臭設備	活性炭吸着方式について、詳細な仕様の指定はありませんが、南部要求水準書の同等のものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
55	中部浄化センター編	50	2	6.4	6.4.4	(1)	高圧受変電設備	既設電気設備の改造を行う場合は、既設電気設備業者に依頼する必要が有りますか？	既設電気設備の性能保証が行える手法で計画/提案ください。
56	中部浄化センター編	50	6	4.4	(1)		高圧受変電設備	「高調波ノイズ流出により、中部浄化センターの運用に支障を来さないものとする」との記載があります。本来高調波流出電流の計算は施設全体を考慮して行うものですが弊社では施設全体を把握することが困難なため、本設備が電力会社からの受電とした場合の基準に則り設計してもよろしいでしょうか？	直近の電気工事の完成図に計算書があることから、これを参考に計算してください。
57	中部浄化センター編	50	6	4.4	(1)		高圧受変電設備	「停電時及び本設備故障時は、事業者側受電遮断器を「切」とする」とありますが、停電検知は受電盤への電圧にて停電を判断してよろしいでしょうか？	受電盤ではなく、主電気室の既設受電盤の電圧で判断すること(下水処理場側自家発電の復電による誤認を避けるため)。
58	中部浄化センター編	50	6	4.4	(1)		高圧受変電設備	「き電盤状況は、既存下水処理場中央監視室及び今回事業者側で状態確認」とありますが、既存の中央監視設備及び今回工事設置の監視設備で状態確認が行えることとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
59	中部浄化センター編	50	6	4.4	(1)		高圧受変電設備	中部浄化センターの電気室に、き電盤を設置し、とありますが、中部浄化センターの「受入棟の」電気室との理解で良かったでしょうか？	保護協調を考慮し、管理棟電気室への設置とすること。
60	中部浄化センター編	51	6	4.4	(3)	エ	高調波抑制対策	「電力会社との協議書を提出する」とありますが、今回は電力会社からの直接受電ではないため、協議書ではなく協議に必要な高調波抑制対策に係る検討書の提出との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 なお、励磁突入電流対策の必要性の有無もご確認ください。
61	中部浄化センター編	51	6	4.4	(3)	オ	自立配電盤の据付	⑤a.に前項目のイとありますが、前項目にイはありません。④aのことでしょうか。	誤記のため、「②によるほか」に修正いたします。④aは関連いたしません。
62	中部浄化センター編	51	6	6.4	6.4.4	(3)	配電盤等の設備	「ア既設浄化センターの機器構成及び汚泥処理施設等を考慮し」とありますが、制御盤方式は、南部浄化センターと同様にコントロールセンタ及び補助継電器盤方式と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	中部浄化センター編	52	6	6.4	6.4.4	(3)	要求水準	（４）の表記間違いと思います。以降も、それに伴いズレが生じております。修正願います。	修正します。
64	中部浄化センター編	53	2	6.4	6.4.4	(4)	配線設備	LAN,光ケーブル、省配線ｼｽﾃﾑ(CC-Link等)用ケーブル等、一般的に使用されているケーブルも使用可と考えてよいでしょうか？	ご理解の通りです。
65	中部浄化センター編	55	2	6.4	6.4.4	(7)	その他建築付帯電気設備	火災報知器は既設と連動する必要は有るでしょうか？	火災報知器設置の場合は、下水処理場側での通報確認が可能なものとしてください。
66	中部浄化センター編	55	6	4.4	(7)	イ	防犯警備装置	防犯警備装置を任意で設置した場合、維持管理期間中の防犯警備の費用は、事業者側の負担となるのでしょうか。	ご理解の通りです。
67	中部浄化センター編	55	6	4.4	(7)	ウ	避雷針設備	建築基準法上、避雷設備が必要な場合のみ避雷針設置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
68	中部浄化センター編	55	6	4.4	(7)	エ	放送設備	放送設備の設置する場合は、下水処理場中央監視室との放送設備の接続等は必要でしょうか。	不要です。
69	中部浄化センター編	55	6	4.4	(7)	エ	火災報知装置	新施設に火災報知装置を設置の場合は、警報等で下水処理場中央監視室とのやり取りはありますでしょうか。	No.65を参照ください。
70	中部浄化センター編	56	6	4.5	(1)	イ	中央での制御項目及び方法	（ア）自動制御の項目として③下水道投入量とありますが、受入施設の範囲には含まれないと思いますがいかがでしょうか？また、制御の項目は事業者提案として、この5項目を限定するものではないとの理解でよろしいでしょうか？	意図を明確化するため、以下の通り修正/訂正します。 ①投入量⇒(し尿等)受入量 ③以降は、事業者により提案してください。
71	中部浄化センター編	56	6	4.5	(1)	イ	中央での制御項目及び方法	(イ)に「制御操作は既設下水処理場と同等のシステムとする。」と記載がありますが、記載の4点を満足するとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 記載以外で事業者が必要と判断した機能については事業者の提案に委ねます。
72	中部浄化センター編	56	6	4.5	(3)	ウ	警報表示等	故障表示はディスプレイ表示等ではなく、一括警報等の警報表示ランプでもよろしいでしょうか？	中央監視室では、ディスプレイ表示を原則とします。中央監視室以外の場所にて、警報盤を設ける場合は可です。
73	中部浄化センター編	56	6	4.5	(3)	ウ	警報表示等	中央監視室に常駐する場合、事務所・控室で故障箇所を表示することは必須ではなく、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	原文の通り必須とし、内容を明確とするため、「ウ 故障表示は、下水道中央監視室の他、…」と修正します。
74	中部浄化センター編	60	6	4.6	(3)		特殊電源設備	「直流電源及び無停電電源」とありますが、直流電源は無しで無停電電源のみとしてもよろしいでしょうか？	高圧盤の管理は、電気主任技術者の所管になります。混在したシステムは管理業務にて事故の原因になりうるため、既設高圧盤の制御電源の考え方に合わせてください。
75	中部浄化センター編	60	6	6.4	6.4.6	(1)	計装機器	「オ「計装機器及びデータ処理一覧表」を基本とする」とありますが、提案するシステムを踏まえ、設置する計装機器、形式、数量等を変更するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
76	中部浄化センター編	61	6	4.6	(4)	①	制御盤方式	「コントロールセンタ+補助継電器盤方式または動力制御盤方式」とありますが、し尿等受入に関する設備に於いても同様の理解でよろしいでしょうか？	浄化センターの一施設のためし尿受け入れ施設であっても、既設の設備に合わせてください。
77	中部浄化センター編	61	6	4.7	(2)	ア	地下埋設物	公表された資料以外の地中埋設物や土壌汚染が出てきた場合には、当初の計画事業の対象範囲外となり、別もしくは追加対応になるとの理解で よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	中部浄化センター編	61	6	4.7			土木に関する要求水準	外構工事の舗装構成については、既存図面の場内道路標準断面図を参考に致しますが、宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	中部浄化センター編	61	6	4.7			土木に関する要求水準	残土集積場所は何処になりますか。	原則として建設予定地又は、施工ヤード内です。それ以外の場所については協議によります。
80	中部浄化センター編	63	6	4.8		オ	居室スペース	受入室内には最低でも1人常駐できる居室スペースを確保することとありますが、これは貴市が常駐するための居室スペースでしょうか。	ご理解の通りです（市による受入監視のため）。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
81	中部浄化センター編	65	6	5.5			性能保証項目 防塵対策	防塵対策の性能保証は固形燃料化施設の排出口のばいじん濃度で評価することでよろしいでしょうか？	固形燃料化施設のばいじんが発生する環境下において作業環境測定が必要な場所とします。
82	中部浄化センター編	65	6	5.5			性能保証項目	「バイオガスの安定的発生」とありますが、貴市より搬入される各種下水汚泥量、し尿・浄化槽汚泥量、及びその性状によっては、バイオガスの安定的発生が難しいことも考えられます。その場合は、性能確認時点で調達可能な処理対象物の量・性状にて性能を評価するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
83	中部浄化センター編	65	6	5.5			性能保証項目	「固形燃料化物の性状、製造量」とありますが、貴市より搬入される各種下水汚泥量、し尿・浄化槽汚泥量、及びその性状によっては、バイオガスの安定的発生が難しいことも考えられます。その場合は、性能確認時点で調達可能な処理対象物の量・性状にて固形燃料化物の性状・製造量を評価するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	中部浄化センター編	65	6	6.5	6.5.6	(2)	第三者機関による計測の対象	性能保証事項によっては第三者機関に委託せず事業者自らが計測するものと理解して宜しいでしょうか。（例：6.5.5性能保証事項の騒音及び振動が事業者測定項目に該当）	方法は、要求水準書のとおり、市の承諾を得るものとします。結果に妥当性が確認できる方法(計量証明が可能な方法等)としてください。
85	中部浄化センター編	67	7	1.3	(2)		常時の体制	有資格者の選任については、業務総括責任者、副業務総括責任者が資格を保有していることでもよろしいでしょうか。	構いません。
86	中部浄化センター編	67	7	7.1	7.1.3		基本的事項	事業者の分掌業務にし尿浄化槽汚泥受入施設の維持管理・運営が含まれないにも関わらず、「ア廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格者」が必要な理由をご教示お願いいたします。	市廃棄物処理担当課の事前確認の結果です。
87	中部浄化センター編	67	7	7.1	7.1.3		基本的事項	必須有資格者として「ウ　ホイルローダー運転従事者(車両系建設機械運転技能講習終了者)、エ　クレーンの運転の業務に係る特別教育修了者、オ　玉掛技能講習終了者」とありますが、具体的に何処で何をするために必要な資格なのかをご教示お願いいたします。	P67 7.1.3(2)の記載のとおり。 (不要となる資格がある場合は、有資格者を配置しないこともできる。)
88	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.4		基本的事項	「･･･別紙2のとおりである。」とありますが、最低処理量の設定をご教示ください。事業性試算で必要と考えております。	最低処理量の提示は行いません。処理量が変動する場合は、維持管理費の変動費分で対応します(募集要項P34-35 (2)維持管理・運営業務に係る対価も参照のこと)。
89	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.5		ユーティリティ条件	提案バイオマス処理事業においても同様な扱いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.5	(2)	ユーティリティ条件	表10に電力単価が示されているが、もし付帯事業において発電した電力を市へ売電する場合、電力単価および契約年数等の契約内容に関して提案書提出前に事前協議させて頂くことは可能でしょうか？	不可です。 当初費用は、表10を参考とし、特定後必要に応じて協議とします。
91	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.5	(2)	ユーティリティ条件	表10に電力単価の記載がありますが、再生可能エネルギー賦課金、燃料調整費等はかからないものと考えてよろしいでしょうか。	再生可能エネルギー賦課金、燃料調整費は別途必要となります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
92	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.5	(2)	ユーティリティ条件	「～なお、事業者が負担すべき上水料金は市の管理範囲における総使用水量から起算した水量区分の単価を採用して算定する。」との記載がありますが、過去の市の管理範囲における総使用水量の実績をご教示願います。	浄化センター全体の使用水量の実績値については閲覧資料をご確認ください。
93	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.5	(2)	ユーティリティ条件	「ユーティリティ費用として市に支払う。費用の算定に用いる数量は、市からの分岐点に計量機器を設置し計測するものとする。」とあることから、提案従量料金に係わらず年度単位で清算するという理解で宜しいでしょうか。	支払う額は、提案時の単価に関わらず、支払い時の単価により計算するとご理解ください。
94	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.5	(2)	ユーティリティ条件	「電力単価は、毎年入札により決定するため変動の可能性がある。」ということから、募集要項にある業務委託費の見直しに係る改定率（α）±1.5以上は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
95	中部浄化センター編	68	7	7.1	7.1.5	(2)	ユーティリティ条件	「電力の費用については、電力単価を電力使用量とかけあわせた金額（電力量料金のみ）」とありますが、再生エネルギー賦課金や燃料調整費等については貴市の負担ということでよろしいでしょうか。	No.91を参照ください。
96	中部浄化センター編	68	7	1.5	(2)		電力単価	表10に電力量料金単価が示されていますが、提案時と維持管理・運営業務が開始される令和6年4月1日時点で差額がある場合は、精算行為がある者と理解してよろしいでしょうか。	No.93をご参照ください。
97	中部浄化センター編	69	7	7.2	7.2.2	(6)	測定に関する業務	中部浄化センター境界での臭気状況確認とありますが、水処理施設等の運転管理業務委託との責任分界点はどこになりますでしょうか。	原則としてすべて下水道用地内・下水道事業として実施のため、臭気等の測定は、事前に実施する生活環境影響調査実測値(事業実施前のベースライン)と比較して実施するものとお考え下さい。
98	中部浄化センター編	69	7	2.2	(6)		臭気状況確認	臭気状況確認における頻度については特定の規定はなく、測定方法とあわせて事業者からの提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
99	中部浄化センター編	69	7	7.2	7.2.2	(7)	測定に関する業務	中部浄化センター境界での振動・騒音測定とあるが、水処理施設等の運転管理業務委託との責任分界点はどこになりますでしょうか。	No.97を参照ください。
100	中部浄化センター編	69	7	2.2	(7)		騒音・振動測定	騒音・振動測定おける頻度については特定の規定はなく、測定方法とあわせて事業者からの提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
101	中部浄化センター編	69	7	2.3			建築物または工作物等の保守管理業務	「調査及び法定点検等を行う」とありますが、必要な調査項目と法定点検項目をご教示いただけないでしょうか。	内容については事業者提案とします。 P73 7.3業務計画及び報告についても参考ください。
102	中部浄化センター編	69	7	2.3			建築物または工作物等の保守管理業務	建築物および工作物につきましては、保守点検業務のみで、修繕・更新業務は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	7.2に示す、“設備等”が示す内容は、今回事業者が設置するすべての建築物・工作物を含むものとお考え下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
103	中部浄化センター編	70	7	2.3			建築物または工作物等の保守管理業務	耐震性能の沈下量測定にあたり、保有すべき性能が低下したと判断するための基準値をご教示いただけないでしょうか。	施設の安定運転に係るため、事業者提案後、協議によります。
104	中部浄化センター編	70	7	2.4			電気工作物に関する業務	補助業務を行うことに関し、特に経験等がなくても良いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、事前の社内教育計画等を示すこと。
105	中部浄化センター編	70	7	2.5	(1)		設備保守管理業務	日常点検業務について、性能発注の観点より、点検頻度は事業者の裁量との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案(セルフモニタリング)後協議によります。
106	中部浄化センター編	70	7	2.5	(4)		設備保守管理業務	精密点検業務について、維持管理・運営業務に従事する者で対応可能な場合は、メーカーや専門点検業者に委託する必要はないものと理解でよろしいでしょうか。	原文のままとします。
107	中部浄化センター編	70	7	2	7.2.6		アセットマネジメントデータベースシステムに関する業務	「～別紙1に示す既存設備の内市が指示するもの（以下、「指定設備」という。）～」という記載がありますが、別紙1のどの機器が指定設備であるかをご教示願います。	閲覧資料でご確認ください。
108	中部浄化センター編	72	7	2.12	(1)		見学者対応	見学者人数、団体数は年間何件を見込んでおりますでしょうか。また、一番多い時期とその時の人数、団体数をご教示願います。	想定される人数・回数は現時点で想定していませんが、維持管理・運営業務の支障とならない範囲を予定しています。
109	中部浄化センター編	73	7	2.12	(1)		見学者対応	パンフレット2,000部の準備は維持管理・運営期間中に順次作成で良いのでしょうか。	建設工事の完了時に2,000部提出してください。
110	中部浄化センター編	79	7	7.5	7.5.1		固形燃料化物	下水汚泥固形燃料の性状はJIS規格を満たすことを原則とし、有価物と判断される場合はこの限りではないとの記載がありますが、有価物と判断される場合には、別途、独自規格の数値を提案書に記載する必要はありますでしょうか？	有価物の概要(独自規格の設定概要）について説明願います。
111	中部浄化センター編	80	7	7.5	7.5.4		固形燃料化物	副生成物の運搬費及び処分費は事業者の負担と記載されていますが、維持管理・運営業務委託契約書の第3条（解釈等）に従うと、同契約第28条（固形燃料化物の製造）の第2項において、不可抗力の場合は第24条の規定に従うとされていることから、すべてが事業者の負担ではないと理解してよろしいでしょうか。	募集要項の定義に示す不可抗力の事態においては、ご理解の通りです。
112	中部浄化センター編	81	7	7.6	7.6.4		契約終了時の施設機能確認	契約終了時までに実施する技術指導に係る費用は、発注者の負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者の負担です。
113	中部浄化センター編	82	8				バイオガス発電事業	「買取り価格は募集要項等において示す」とありますが、”バイオガス売買契約書（案）別紙”に示されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
114	中部浄化センター編	82	8				バイオガス発電事業	「当該事業において使用する敷地の使用料金の考え方は募集要項等で示す」とありますが、”バイオガス発電事業契約書（案）第7条”に示された内容と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、左記契約書第7条については、修正されていますので、ご確認ください。
115	中部浄化センター編	82	8				バイオガス発電事業	取合い電柱からの電線の敷設は焼却炉とグラウンドの間を通す計画としますが、よろしいでしょうか。	設計時の協議対象とします。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
116	中部浄化センター編	82	9				提案バイオマス処理事業	「施設使用の考え方は募集要項等で示す」とありますが、”提案バイオマス処理事業契約書（案）第6条”に示された内容と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、左記契約書第6条については、修正されていますので、ご確認ください。
117	中部浄化センター編	82	9				提案バイオマス処理事業	市が許認可を受ける場合、どのような事務手続きを想定されているかご教示お願いいたします。	提案内容により協議とします。
118	中部浄化センター編	82	9				提案バイオマス処理事業	「施設使用の考え方は募集要項等に示す」とありますが、具体的にどの部分かご教示お願いいたします。	提案バイオマス処理事業契約書をご覧ください。
119	中部浄化センター編	82	9				提案バイオマス処理事業	「し尿・浄化槽汚泥と合わせた処理量が下水汚泥の処理量を超えないようにすること」とありますが、具体的な数値をご教示お願いいたします。	P87 別紙2表参-3参照
120	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	下水処理場内における用地貸付けによる事業であることに留意することとあるが、具体的な制約条件などをご教示お願いいたします。	公共用地であることをご理解の上、ご提案ください。
121	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	別紙14で規定された未利用地の一部に木が植樹されておりますが、事業を行うにあたり撤去しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	事業者提案によりますが、撤去に当たっては事業者負担とします。
122	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	別紙14で規定された未利用地の一部に木が植樹されておりますが、事業を行うにあたり撤去しても可能な場合、植樹は原状回復の対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	別紙14で規定された未利用地を現調させて頂いた際に、範囲内に現在行われている水処理施設の工事残土が山になっている状態でした。その撤去は貴市で実施いただけると理解してよろしいでしょうか。	残土については、一部撤去予定ですが、残置された土砂については、本事業で利用されることを想定しています。
124	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	未利用地利活用事業と行う事で期待できる各種効果（経済性、環境影響など）は、付帯事業以外を含めて記載する必要はあるでしょうか。	各種効果がアピールできるような資料を期待します。
125	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	事業採算性を検討する上で、地質調査等が必要と考えております。提案書提出前の期間中に行うことは可能でしょうか。	不可です。
126	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	「当該事業において使用する敷地の使用料金の考え方は募集要項等で示す」とありますが、”未利用地利活用事業契約書（案）第5条”に示された内容と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、左記契約書第5条については、修正されていますので、ご確認ください。
127	中部浄化センター編	82	10				未利用地利活用事業	汚泥処理に支障がなく、スペース上可能であれば事業用地を利用させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
128	中部浄化センター編	114					温室効果ガス排出量算定方法	「①算出に用いる～」は④の表記違いと思います。修正願います。	修正します。
129	中部浄化センター編	114					温室効果ガス排出量算定方法	電気・燃料等のエネルギー消費に伴う排出において再生可能エネルギーを消費した場合は、温室効果ガスの消費量はゼロと理解してよろしいでしょうか。	構いません。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（中部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
130	中部浄化センター編	114					温室効果ガス排出量算定方法	地域バイオマス処理事業における温室効果ガス排出量の取り扱いについてご教示お願いいたします。	含みません。別に算出し、ご提案ください。
131	中部浄化センター編	116	別紙12				環境計測基準	（１）汚泥試験の項目及び（２）脱水汚泥の項目は、再委託可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（南部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
132	南部浄化センター編	2	1	1.6			規制強化	「将来に予想される規制強化」による具体的な公害防止基準が明らかではない場合、合理的な提案をすることができません。本件に関する記載内容の変更をお願いします。	趣旨として記載しています。現状の公害防止基準等を最低限満足するだけではない施設計画を期待いたします。
133	南部浄化センター編	5	2	2.2	(1)		受入施設の設計及び建設に関する業務	・補助事業等交付申請図書作成補助について、具体的な交付申請事業名をお教えください。	No.2を参照ください。
134	南部浄化センター編	5	2	2.2			浄化センター門扉拡張・設置工事	浄化センター門扉拡張・設置工事を施工する際に、維持管理者の為に別の車両出入口はありますでしょうか。	普通車が通れる程度の出入口（進入道路を含む）がありますが、門扉の拡張工事の際は、可能な限り正門での車両の出入りが可能な提案を期待します。
135	南部浄化センター編	5	2	2.2			進入路の築造及び道路排水施設の設計・建設	建設予定地、工事範囲以外で、し尿等受入施設の車両動線に関係のない、例えば水処理施設西側の未整備道路などは、道路整備しなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
136	南部浄化センター編	6	2	2.2	(2)		その他工事等	南部浄化センター維持管理業務受託者に対する運転指導にはどれくらいの日数を見込んでおりますでしょうか。	要求水準書(南部浄化センター編)P55 7.4.3をご確認ください。なお、維持管理業務受託者に対する運転指導日数については、適正な運転管理が可能となるようご提案ください。
137	南部浄化センター編	6	2	2.2	(2)		その他工事等	説明用パネル等及び説明用パンフレット500部印刷とありますが、その後の修正・増刷については貴市の負担で実施するとの認識でしょうか。	ご理解の通りです。
138	南部浄化センター編	6	2	2.2	(2)		測量および土質調査	測量および土質調査について、具体的な業務内容等の指示はありますでしょうか。 また、中部浄化センターの事業者の業務範囲には、特に記載がありませんが、南部浄化センターのみ行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案によります（測量・地質調査に関わらず、本事業の実施にあたり必要な調査等は実施してください）。
139	南部浄化センター編	6	4				し尿等受入施設土木工事に関する要求水準	外構工事の舗装構成については、既存図面の場内道路標準断面図を参考に致しますが、宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
140	南部浄化センター編	6	4				し尿等受入施設土木工事に関する要求水準	南部浄化センターの入り口部分の間口を拡張する際、一時通行止め作業になると思われますが、迂回路があれば教えて下さい。	№134をご参照ください。
141	南部浄化センター編	6	4				し尿等受入施設土木工事に関する要求水準	盛土に使用する基礎杭工事による掘削土砂について、掘削土砂は盛土に適さない土質性状の土砂を除き使用とありますが、盛土に適さない掘削土砂（ベントナイト混入掘削土等）は場外搬出（産廃処分）として処分で見るようでしょうか。	№7をご参照ください。
142	南部浄化センター編	7	2	2.3			事業範囲	図２に示される「既設改造」は、事業範囲に含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（南部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
143	南部浄化センター編	14	4	4.3			電気室及び監視スペース	「下水処理場中央監視室においても監視制御が可能」とありますが、し尿等受入施設用の監視設備を新たに設置するとの理解でよろしいでしょうか？なお、新たに設置する場合、電源の供給元について、ご教示願います。	監視制御についてはご理解の通り。 また、下水道中央監視室の電源供給は、下水道側の電源を利用可能とします(改造費用は今回事業費に含めること)
144	南部浄化センター編	15	4	4.9			洗浄排水の流量計	中部浄化センターと異なり貴市と事業者の責任分界がありませんが、洗浄排水の流量計を設置しなければならない、ということで間違いないでしょうか。	ご理解の通りです。
145	南部浄化センター編	15	4	4.9			処理工程における排水	処理工程における排水の内、し尿等の夾雑物除去装置、夾雑物脱水装置などの排水は、し尿等との分離が難しいことから、排水はし尿等と合わせて貯留槽に入れてもよいでしょうか。 なお、このとき、貯留槽容量は排水量を考慮した容量とします。	No.26を参照ください。
146	南部浄化センター編	18	6	6.1	1		事前調査	各種調査等に係る要求水準は定められていない理解でよろしいでしょうか？	No.35を参照ください。 事業者の判断に委ねます。
147	南部浄化センター編	18	6	6.2	6.2.2		設計に伴う許認可等	「一般廃棄物処理施設設置届に必要な生活環境影響調査は、市が計画段階において準備したものを、施設の実施設計に合わせ事業者が修正のうえ、届出を行うこと。」とありますが、生活環境影響調査の調査計画準備書のようなものを公表頂けないでしょうか？提供データおよび事業者の修正範囲を確認させて頂ければと思います。	No.10を参照ください。
148	南部浄化センター編	22	2	6.3	6.3.6	(11)	施工管理	既設電気工作物を改造する場合に、市が契約している電気主任技術者の立会いが必要との理解で良いでしょうか？	No.38を参照ください。
149	南部浄化センター編	23	6	6.3	6.3.9		工事期間中のユーティリティ	建設に必要な上水は、市より有償で供給頂ける供給点は、別紙1の上水分岐点との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
150	南部浄化センター編	24	6	6.3	6.3.13		災害対策	南部浄化センターは、福島県津波浸水想定、いわき市洪水ハザードマップ、いわき市津波ハザードマップで、浸水深さが想定されています。 下水道施設計画・設計指針と解説等の基準に準拠した設計・施工を行えばよいとの理解で宜しいでしょうか。特に貴市からの要望等はないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者提案によります。
151	南部浄化センター編	24	6	6.3	6.3.13		災害対策	事業提案書提出後に福島県作成の蛭田川水系等の洪水浸水想定区域図にが公表され、浸水深さ等の見直しが行われた場合の対応については、協議により、決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（南部編）に関する質問回答

<table>
<tr><th>No</th><th>資料名</th><th>頁</th><th>大項目</th><th>中項目</th><th>小項目</th><th>細目</th><th>項目名</th><th>質問および意見</th><th>回答</th></tr>
<tr><td>152</td><td>南部浄化
センター編</td><td>24</td><td>6</td><td>6.3</td><td>6.3.13</td><td></td><td>想定浸水深</td><td>参考ＵＲＬで示される浸水深、更新年月日は以下のとおりとなっております。

【津波】（浸水深については別添のファイルをご確認ください）

【洪水】
<table><tr><th></th><th>福島県津波浸水想定</th><th>いわき市ハザードマップ</th></tr><tr><td>汚泥棟まわり浸水深</td><td>1m以上2m未満</td><td>2m以上5m未満</td></tr><tr><td>更新年月日</td><td>2019.3.20</td><td>2018.8.22</td></tr></table>
<table><tr><th></th><th>福島県洪水浸水想定区域図</th><th>いわき市ハザードマップ</th></tr><tr><td>汚泥棟まわり浸水深</td><td>未公表</td><td>2m以上5m未満</td></tr><tr><td>更新年月日</td><td>未公表</td><td>2018.8.30
（平成23年3月11日以前のデータ）</td></tr></table>
①津波浸水深は、更新年月日が新しい「福島県津波浸水想定」を基に事業提案することでよろしいでしょうか。
②洪水浸水深は、「福島県洪水浸水想定区域図」の公表時期が不明のため、「いわき市ハザードマップ」を基に事業提案することでよろしいでしょうか。</td><td>事業者提案によります。（準拠した資料/根拠・考え方を明示してください）</td></tr>
<tr><td>153</td><td>南部浄化
センター編</td><td>24</td><td>6</td><td>6.3</td><td>6.3.13</td><td></td><td>想定浸水深</td><td>具体的な想定浸水深をご指定ください。仮に2m以上5m未満などと幅がある水深を指定された場合、ある提案者は2m、ある提案者は4.9mなどと数値がばらつく可能性があり、適正な価格評価ができないことに加え、どうしてこの数値で設計・建設したのか、貴市も事業者も明確に説明することができません。
現時点、具体的な浸水深を明示することができない場合、仮の事業提案書を作成するための数値をご指定いただき、契約後に協議、検討のうえ、浸水深を本設定し、設計変更（増額又は減額変更）のうえ、設計・建設を行う方法も考えられると思います。ご検討ください。</td><td>No.152を参照ください。</td></tr>
<tr><td>154</td><td>南部浄化
センター編</td><td>24</td><td>6</td><td>6.3</td><td>6.3.13</td><td></td><td>災害対策</td><td>福島県津波浸水想定区域図では基本的には1m以上2m未満の区域とみれますが、敷地内の一部が2m以上5m未満の区域に入っているようにみえます。採用する数値はどちらでしょうか？</td><td>No.152を参照ください。</td></tr>
<tr><td>155</td><td>南部浄化
センター編</td><td>24</td><td>6</td><td>6.3</td><td>6.3.13</td><td></td><td>災害対策</td><td>いわき市津波ハザードマップでは基本的には1m以上2m未満の区域とみれますが、敷地内の一部が2m以上5m未満の区域に入っているようにみえます。採用する数値はどちらでしょうか？</td><td>No.152を参照ください。</td></tr>
<tr><td>156</td><td>南部浄化
センター編</td><td>24</td><td>6</td><td>6.3</td><td>6.3.13</td><td></td><td>災害対策</td><td>鮫川洪水浸水想定最大規模で0.5m～3m未満。計画規模では0.5m未満、もしくは0.5m～3m未満にみえます。採用する数値はどちらでしょうか？</td><td>No.152を参照ください。</td></tr>
</table>

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（南部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
157	南部浄化センター編	28	7	7.1	(2)	キ	防鳥対策	防鳥対策については、新施設単独ではなく、浄化センター全体での対応が必要かと思いますが、現在、想定されている対策等はありますでしょうか。 現時点で想定されている対策がない場合は、新施設で提案した対応策は、同じ浄化センター内の他施設も、別途工事にて、同様な対策をとるとの理解で宜しいでしょうか。	No.47を参照ください。
158	南部浄化センター編	28	7	7.1	(3)	イ	計量機器	中部浄化センターと異なり貴市と事業者の責任分界がありませんが、イに記載の項目全てを計量できる設備を設置するということで間違いないでしょうか。また、汚水排水の質の計量が必要な場合、質が指す内容を教えてください。	上段については、ご理解のとおりです。 下段については、維持管理上、市が水質等を計測するために、必要な採水設備を設置してください。
159	南部浄化センター	32	7	7.2.1	(1)	ア	計量器、(エ)構造等⑤	計量台・支持材・枠（躯体側）の材質、SS304とはSUS304のことでしょうか？	修正いたします。 計量台・支持材：SS400 枠（躯体側）：SUS304
160	南部浄化センター編	32	7	7.2.1	(1)	ア	計量器のインターホン	計量器のインターホンはどこと通話できるようにすれば宜しいでしょうか。 し尿等受入施設無人運転時を考慮して、下水処理場中央監視室に接続すべきでしょうか。	ご理解の通りです。
161	南部浄化センター編	35	7	7.2	7.2.1	(1)	キ沈砂除去装置	沈砂受箱は2回分以上、2個とありますが使い勝手の面から槽容量を2回分以上として個数を増やしてもよろしいでしょうか。	No.50を参照ください。
162	南部浄化センター編	37	7	7.2	7.2.1	(1)	セ計装用コンプレッサ	「設置する室は防音構造とする」とありますが、これと同等の効果が見込まれるボックス内に収納することでもよろしいでしょうか。	No.51を参照ください。
163	南部浄化センター編	38	7	7.2	7.2.1	(2)	ア貯留槽、予備貯留槽	「予備貯留槽有効容量は、貯留槽と合わせ想定最大搬入量以上となるよう」とは、最大1日搬入量があるときを含めた搬出入スケジュールより必要貯留槽容量を設定するという理解でよろしいでしょうか。	No.52を参照ください。
164	南部浄化センター編	38	7	7.2	7.2.1	(2)	ア貯留槽、予備貯留槽	最大1日搬入量のどの程度の頻度と考えればよろしいでしょうか。	No.53を参照ください。
165	南部浄化センター編	43	2	7.2	7.2.3	(1)	受変電設備	機械・電気棟の電気室に設置するき電盤は今回工事範囲と考えて良いでしょうか？その場合は、既設電気設備メーカに製作改造を依頼する必要が有りますか？	No.55を参照ください。
166	南部浄化センター編	43	2	7.2	7.2.3	(2)	配電盤棟の設置	コントロールセンタと表記がありますが、動力制御盤方式をご提案させていただくことは可能でしょうか。	浄化センターの主な設備はコントロールセンタ＋補助継電器盤方式で統一されています。 設備の計画は、既設設備の仕様に合わせてください。
167	南部浄化センター編	43	7	7.2.3	(1)	ウ	受変電設備	22kW未満の電動機にはコンデンサは不要との理解でよろしいでしょうか？また、力率改善の目標値は無しとの理解でよろしいでしょうか？	22kW未満であれば個別コンデンサは不要というだけです。母線コンデンサを含めて力率改善可能か検討すること。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（南部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
168	南部浄化センター編	43	7	7.2.3	(2)	ア	配電盤等の設備	④～⑦の配電盤を動力制御盤方式としてもよろしいでしょうか？	No.166を参照ください。
169	南部浄化センター編	44	7	7.2.3	(2)	エ	高調波抑制対策	「電力会社との協議書を提出する」とありますが、今回は電力会社からの直接受電ではないため、協議書ではなく協議に必要な高調波抑制対策に係る検討書の提出との理解でよろしいでしょうか？	No.60を参照ください。
170	南部浄化センター編	46	7	7,2	7.2.3	(4)	配線設備	LAN,光ケーブル、省配線ｼｽﾃﾑ(CC-Link等)用ケーブル等、一般的に使用されているケーブルも使用可と考えてよいでしょうか？	No.64を参照ください。
171	南部浄化センター編	48	7	7.2.3	(7)	ア	インターホン設置	し尿等受入施設無人運転時に、受入室とインターホンをつなげるのは、下水処理場中央監視室でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
172	南部浄化センター編	48	7	7.2.3	(7)	ウ	避雷針設備	建築基準法上、避雷設備が必要な場合のみ避雷針設置との理解でよろしいでしょう か。	ご理解の通りです。
173	南部浄化センター編	48	7	7.2.3	(7)	エ	放送設備	放送設備の設置は必要でしょうか。 必要な場合は、下水処理場中央監視室との放送設備の接続等は必要でしょうか。	放送設備を設置してください。また、下水処理場中央監視室と接続してください(下水処理場と一体的に運用するため)
174	南部浄化センター編	48	7	7.2.3	(7)	エ	火災報知装置	新施設に火災報知装置を設置の場合は、警報等で下水処理場中央監視室とのやり取 りはありますでしょうか。	下水処理場中央監視室において確認可能としてください。
175	南部浄化センター	48	7	7.2.3	(8)	イ	（ア）自動制御の項目	（ア）自動制御の項目として③下水道投入量とありますが、受入施設の範囲には含まれないと思いますがいかがでしょうか？また、制御の項目は事業者提案として、この5項目を限定するものではないとの理解でよろしいでしょうか？	事業者提案としますが、③は徐さ後汚泥移送量の把握、下水汚泥との混合率等が確認できるようにしてください。
176	南部浄化センター編	48	7	7.2	7.2.3	(8)	イ中央での制御項目	自動制御を行うものとされている以下の項目について教えてください。 ②し渣脱水量等→何を意図されていますか。 ③下水道投入量→何を意図されていますか。（①と違うものでしょうか。） ④雑排水→必要でしょうか。	新施設(受入施設)が無人の状態でも運転が可能となるようにご提案ください(下記は必要最小限を意図しています)。 ①②し渣除去/脱水運転の自動化(及び量の記録) ③下水道投入運転の自動化(混合率等自動/手動調整) ④雑排水(水量の記録等)
177	南部浄化センター編	50	7	7.2	7.2.3	(12)	エ計装機器	「「計装機器及びデータ処理一覧表」を基本とする」とありますが、提案するシステムを踏まえ、設置する計装機器、形式、数量等を変更するものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
178	南部浄化センター編	53	7	7.3.2	(1)		地下埋設物	公表された資料以外の地中埋設物や土壌汚染が出てきた場合には、当初の計画事業の対象範囲外となり、別もしくは追加対応になるとの理解で よろしいでしょうか。	No.77を参照ください。
179	南部浄化センター編	54	7	7.3.2	(7)		建設工事中の配慮	し尿等受入施設へ直接侵入が可能な道路及び歩道乗り入れをとありますが、「直接侵入が可能な」とはどのようなルートでしょうか？	南部浄化センター入口から、新施設に至るまでのルートを指します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（南部編）に関する質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
180	南部浄化センター編	56	7	7.4	7.4.3	(6)	文意	「原則、現在の処理体制の中で処理できるよう（外部への搬出を行わないよう）努めること。」とは、原則、し尿等を直接外部に搬出することなく、現在の施設、設備、維持管理方法で処理できるように努めることということでしょうか。	運転後の要求事項である、現況と同様の搬出体制(含水率等の汚泥性状)を維持できるように努めてください。（外部への搬出は、上記搬出体制に適合しない状況になった場合を想定し、し尿汚泥と下水汚泥との混合汚泥が対象となる場合も想定しています。）
181	南部浄化センター編	56	7	7.4	7.4.3	(6)	事業者の帰責	「事業者の帰責によらず～」の文章は、事業者の帰責によらず事業者がリスクを負担するとなっております。文章の誤りと考えられますので訂正をお願いします。	原文の通りとします。本項は、総合試運転時において、系外搬出(=現行の処理体制外)となる事態となった際には、その処分については全て事業者負担となることを意図しています。
182	南部浄化センター編	56	7	7.4	7.4.3	(6)	脱水設備の性能	し尿等受入施設が要求水準を満たしているにも関わらず脱水設備の処理能力が不足する場合のリスクは貴市負担と理解して宜しいでしょうか。（事業者は脱水設備の性能をコントロールできないため。）	脱水性能を定常的に発揮できるよう、下水汚泥との混合方法について、適切かつ具体的な提案を期待します。
183	南部浄化センター編	56	7	7.4	7.4.3	(6)	必要な改造等	p7図2のとおり、本項の「必要な改造等」には、脱水設備の改造は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
184	南部浄化センター編	57	7	7.4	7.4.6	(2)	第三者機関による計測の対象	性能保証事項によっては第三者機関に委託せず事業者自らが計測するものと理解して宜しいでしょうか。（例：7.4.5性能保証事項の騒音及び振動が事業者測定項目に該当）	No.84を参照ください。
185	南部浄化センター編	71	別紙6				工事範囲(建設地及び搬 入ルート)	門扉から施設設置候補場所までのし尿等搬入車両ルートは、既設道路の外周側(北 側と西側)の拡幅となる工事範囲となっていますが、外灯の移設が必要になるため 外周道路の内側の拡幅とすることも可能でしょうか。	可能です。

いわき市下水汚泥等利活用事業　基本協定書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
1	基本協定書（案）	1	2	2			各種契約	「・・・審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。」とありますが具体的内容については協議となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	基本協定書（案）	1	2	2			当事者の義務	貴市及び委員会の要望事項を尊重するために生じる追加的支出は貴市がご負担されるものと理解してよろしいでしょうか。	協議によります。
3	基本協定書（案）	1	3				各種契約	各種契約締結の前に内容について協議が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、契約締結の時期として、「基本契約締結日と同日付けにて」とありますが、募集要項のスケジュールでは、令和2年12月上旬に基本契約締結とあり、同日にすべての契約締結となると協議時間が不足するものと考えます。 各種契約締結時期については、双方合意の上、締結となるよう協議時間を取っていただけますようお願い致します。	ご理解の通りです。 協議時間の確保については検討します。
4	基本協定書（案）	1	3	1	(3)～(8)		貴市との契約相手方	(3)～(8)についてはＳＰＣが継承することとなっておりますので、契約相手方にＳＰＣに出資しない協力企業は含まれるべきではないと考えます。各種契約書（案）に記載されている契約相手方から（協力企業）は削除してください。	維持管理・運営業務委託契約、固形燃料化物売買契約、バイオガス発電事業契約、バイオガス売買契約、未利用地利活用事業契約及び提案バイオマス処理事業契約については、SPCが設立された後はSPCに移譲するので、SPC設立前の契約相手方は構成企業およびその事業を実施する協力企業といたします。
5	基本協定書（案）	1	3	(2)			各種契約	優先交渉権者が設計・建設を目的とする共同企業体であるJVを結成している場合には、優先交渉権者をJVと置き換えて理解してよろしでしょうか。	契約を締結するのは設計・建設企業のため、設計・建設企業がJVであれば契約はJVと行うこととなります。
6	基本協定書（案）	1	3	(3)			各種契約	維持管理・運営委託契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本項における優先交渉権者を「構成企業（SPCに出資する企業）」と置き換えて理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業のほか、本業務を実施する協力企業を含みます。

いわき市下水汚泥等利活用事業　基本協定書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
7	基本協定書（案）	1	3	(4)			各種契約	固形燃料化物売買契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本項における優先交渉権者を「構成企業（SPCに出資する企業）」と置き換えて理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業のほか、本業務を実施する協力企業を含みます。
8	基本協定書（案）	1	3	(5)			各種契約	バイオガス発電事業契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本項における優先交渉権者を「構成企業（SPCに出資する企業）」と置き換えて理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業のほか、本業務を実施する協力企業を含みます。
9	基本協定書（案）	1	3	(6)			各種契約	バイオガス売買契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本項における優先交渉権者を「構成企業（SPCに出資する企業）」と置き換えて理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業のほか、本業務を実施する協力企業を含みます。
10	基本協定書（案）	1	3	(7)			各種契約	未利用地利活用事業契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本項における優先交渉権者を「構成企業（SPCに出資する企業）」と置き換えて理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業のほか、本業務を実施する協力企業を含みます。
11	基本協定書（案）	1	3	(8)			各種契約	提案バイオマス処理事業契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本項における優先交渉権者を「構成企業（SPCに出資する企業）」と置き換えて理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業のほか、本業務を実施する協力企業を含みます。
12	基本協定書（案）	1	3	(5)(7)(8)			各種契約	付帯事業は、民間の事業者による独立採算の事業と謳われており、貴市におけるメリット創出を目指した民間提案に基づくものと理解しておりますが、SPCが事業主体となりますとSPC出資者間の利害調整が必要な事業となることが影響し、貴市の利益最大化にも障壁が生じる可能性を懸念しております。バイオガス発電事業、提案バイオマス、未利用地利活用事業について、独立採算の付帯事業をSPCとする想定は再考いただき、構成員が直接事業の実施主体となることもお認め頂きたく存じます。 なお、SPC設立後に、優先交渉権者からSPCに継承された付帯事業の契約を、特定の構成企業に継承させることは、構成企業としては何ら不都合はございません。	付帯事業につきましても、契約相手方はSPCとします。
13	基本協定書（案）	2	3	2			各種契約	同項のデフォルトは、各種契約の締結前に発生するものですが、その際の違約金の算定基準である「本事業の契約金額」とは、優先交渉権者の提案価格ということになりますでしょうか	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　基本協定書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
14	基本協定書（案）	2	3	2	(1) (2) (3)		各種契約	「デフォルト事由」の第1号乃至第3号は、それぞれ、「本事業に関し」との意味と理解して宜しいでしょうか。	本事業以外についても該当します。
15	基本協定書（案）	2	3	2			各種契約	優先交渉権者のデフォルト事由に伴う「違約金」、「損害賠償」についての連帯債務負担割合は、出資比率に準ずるとの理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者グループにお任せします。
16	基本協定書（案）	2	3	2			各種契約	違約金に加えて損害賠償を求めるものは、過度な設定であり、以下のとおり変更いただけますようご検討願います。 「なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定であり、デフォルト事由により～回復されないものがあるときも、その部分について～損害賠償の請求を行うことはできないものとする。」	原文のままとします。
17	基本協定書（案）	3	3	2	(2)		各種契約	独占禁止法第90条「第1項」とありますが、「第1号」の誤記ではないでしょうか	「第2号」が「第2項」の誤記です。修正します。
18	基本協定書（案）	4	7				秘密保持	権原を有する第三者から入手した情報についても一般的な例外規定であるため、追加いただくようご検討願います。	追加しました。
19	基本協定書（案）	4	7	1			秘密保持	「相手方の秘密」かどうかについては、情報受領者からは判断ができませんため、基本契約書（案）第21条同様に「相手方から秘密情報とされたもの」が「相手方の秘密」であると明記していただきたく、ご検討をお願いいたします。	基本契約書（案）に合わせます。
20	基本協定書（案）	4	7	1			秘密保持	「正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報」及び「相手方の秘密情報によることなく独自に創出したことを証明できる情報」についても、秘密情報に含まれないものとしていただきたく、ご検討をお願いいたします。	No.18を参照ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　基本協定書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
21	基本協定書（案）	4	7	1	(3)		秘密保持	秘密情報が開示後に公知になった場合において、当該情報を開示した当事者に帰責事由がある場合であっても、受領した当事者に帰責事由がなければ秘密保持義務は消滅すべきものと考えておりますが、「市又は構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由」との記載は「秘密情報を受領した当事者の責に帰すことのできない事由」を指すご趣旨と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。
22	基本協定書（案）	4	7	2			秘密保持	相手方の承諾を要することなく事前の通知により秘密情報を開示できる範囲として、「構成企業の親会社及びその連結関係会社に開示する場合」を追加することは可能と理解してよろしいでしょうか。	不可です。
23	基本協定書（案）	4	7	2	(5)		秘密保持	貴市の承諾のもとに業務の一部を構成企業及び協力企業以外に委託し又は請け負わせる予定の委託先（下請負）候補業者への秘密情報の開示にあたっては、当該業者名を明らかにすることで貴市の事前の書面による承諾はいただけるもの、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	基本協定書（案）	6					捺印欄	「（構成企業／バイオガス発電事業実施企業）」とありますが、バイオガス発電事業実施企業は1社のみで協力企業は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて欄を増やしてください。
25	基本協定書（案）	6					捺印欄	「（構成企業／未利用地利活用事業事業実施企業）」とありますが、未利用地利活用事業実施企業は1社のみで協力企業は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて欄を増やしてください。
26	基本協定書（案）	6					捺印欄	「（構成企業／提案バイオマス利活用事業実施企業）」とありますが、提案バイオマス利活用事業実施企業は1社のみで協力企業は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて欄を増やしてください。
27	基本協定書（案）	6					捺印欄	「設計・建設企業（JV構成員）」のうちSPCに出資しない協力企業は（協力企業）の欄に記名・捺印するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	基本協定書（案）	6					署名欄	(構成企業/維持管理・運営企業)の署名蘭に、単独の企業名ではなくJVを記載することは可能と理解してよろしいでしょうか。	JVおよびJVを構成する全企業の署名が必要となります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
1	基本契約書(案)	2					契約保証金	６ 契約保証金(5)(6)の記載に対し、未利用地利活用事業契約書（案）、提案バイオマス処理事業契約書（案）及び基本契約書（案）第14条、第15条に契約保証金について記載されておりません。 契約保証金は免除でしょうか。免除されない場合は記載をお願いします。	未利用地活用事業契約及び提案バイオマス処理事業契約そのものに関しては契約金が発生しませんが、当該各契約に基づいて別途契約する土地賃貸借に関しては、契約保証金が発生し得ますので、その点を明らかにする修正をします。
2	基本契約書(案)	3	4				契約金額	バイオガス発電事業契約」「未利用地利活用事業契約」「提案バイオマス処理事業契約」の三事業について、「契約金」とは何を指すかについてご教示お願いいたします。	三事業に関する契約金の取り決めはありません。但し、別途締結する土地賃貸借契約に基づき「借地料」が発生しますので、その点を明らかにする修正をします。
3	基本契約書(案)	3	6	1			特別目的会社の設立	SPCの業務の一つとして「付帯事業の遂行」が謳われています。また、1頁3.の事業内容において、特にバイオガス発電事業は「事業者所有」と謳われています。これらによりますと、SPCがバイオガス発電設備を有形固定資産として所有し、バイオガス発電事業もSPCが遂行するという解釈になります。その場合、SPCにおける経理は、貴市から委託された維持管理・運営事業と、独立採算のバイオガス発電事業とを分離して処理するということになります。また、SPCが「独立採算による付帯事業」を遂行した場合、独立採算で生じた収益に基づき、SPCとしての事業税なども発生します。SPCが「独立採算による付帯事業」を遂行するとの事業内容は再考いただき、構成員が直接事業の実施主体となることもお認め頂きたく存じます。	付帯事業につきましても契約相手方はSPCとします。
4	基本契約書(案)	4	6	3	(1)		特別目的会社の設立	「SPCの資本金額は●円（維持管理・運営業務委託契約金額を80で除した金額以上）とし、」とありますが、資本金の設定は事業者リスクと認識していますので、資本金の額は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	原文のままとします。（四半期分の維持管理を保証する額です）
5	基本契約書(案)	4	6	4			特別目的会社の設立	「構成企業は、SPCの定款に市の事前の書面による承諾を得た会社の目的の定めを規定し、」とありますが、定款作成に当たり目的について、いわき市様の承諾をいただくとの理解でよろしいでしょうか。	会社の目的の定めのみ、市の事前の承諾を得てください。
6	基本契約書(案)	4	8	2			当事者が締結すべき契約	事業者とは「本事業を委ねる民間事業者」との定義に基づけば、事業者とは設計・建設企業と維持管理・運営企業の全企業と理解しています。本項に従えば、第5条において、維持管理・運営業務を委託されない設計・建設業務のみの役割をもった構成企業または協力企業も、維持管理・運営業務委託契約、固形燃料化物売買契約、バイオガス発電事業契約、バイオガス売買契約、未利用地利活用事業契約及び提案バイオマス処理事業契約を締結するとなります。本項における「事業者」は「維持管理・運営企業」であり、維持管理・運営企業が、基本協定、基本契約および募集要項等に基づき締結する契約は、維持管理・運営業務委託契約のみと理解してよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務委託契約、固形燃料化物売買契約、バイオガス発電事業契約、バイオガス売買契約、未利用地利活用事業契約及び提案バイオマス処理事業契約については、SPCが設立された後はSPCに移譲するので、SPC設立前の契約相手方は構成企業およびその事業を実施する協力企業といたします。
7	基本契約書(案)	5	9	3			建設対象施設の建設工事等	「設計・建設企業は、・・・契約保証金・・・を差し入れなければならない。」とありますが、設計建設がJVの場合、JV名で契約保証金を差し入れるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	基本契約書(案)	5	10	2			維持管理・運営対象施設の維持管理運営業務	「事業者は、・・・契約保証金・・・を差し入れなければならない。」とありますが、代表企業名で契約保証金を差し入れるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。SPC設立後であればSPC名義でも構いません。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
9	基本契約書(案)	5	10	2、3			維持管理・運営対象施設の維持管理・運営業務	「事業者」は「維持管理・運営企業」」との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
10	基本契約書(案)	5	11	2、3			固形燃料化物売買	「事業者」は「維持管理・運営企業」」との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
11	基本契約書(案)	5	12	2			バイオガス発電事業	「事業者」は「当該事業を担う構成企業および協力企業」との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
12	基本契約書(案)	5	13	2、3			バイオガス売買	「事業者」は「維持管理・運営企業」との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
13	基本契約書(案)	6	16				事業の支援等	「代表企業および構成員は、～別紙4に定める様式の保証書を提出する。」とありますが、事業を運営するSPCを設立することで、個々の構成員のリスクとプロジェクトのリスクを切り離した体制であるのに、代表企業、構成員が連帯保証することは過度な要求であると考えます。保証債務の履行を請求する順番として、第１位がSPC、第２位が代表企業及び構成員となるようご検討願います。	基本契約第16条は「事業者（＝SPC）が債務を履行しないとき」としており、かつ、連帯保証とは別概念である「保証連帯」である旨を明示しておりますので、主債務者と保証人が同順位の連帯保証とは明確に区別されております。 連帯保証ではない旨をさらに明らかにすべく、別紙4に追記します。
14	基本契約書(案)	6	16	1			事業の支援等	バイオガス発電事業、未利用地利活用事業及び提案バイオマス事業は「独立採算である付帯事業」となります。この三事業については、市に対する損害賠償義務および違約金支払い義務その他金銭債務の発生はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業そのものに関しては、損害賠償義務等の発生はないとのご理解のとおりです。但し、三事業に伴う土地賃貸借契約に関しては、損害賠償義務等が発生し得ます。
15	基本契約書(案)	6	16	1			事業の支援等	バイオガス発電事業、未利用地利活用事業及び提案バイオマス事業について、事業主体とならない構成企業にまで（保証連帯）とすることは、当該構成企業に多大の負担を強いることになりますので、再考をお願いいたします。	付帯事業の契約相手はSPCです。ご意見として伺います。
16	基本契約書(案)	6	16				事業の支援等	①PFI事業として行う以上、責任を明確化かつ限定的にするSPCを事業主体とするものであって、そのSPCを会社法上の株式会社とするのであれば、株主の間接有限責任が原則であるべきところ、SPCの事業につき全面的に連帯保証責任を負うことはできないと考えます。 ②各業務・事業はいずれも契約主体はSPCではあるものの独立採算にて行う付帯事業に関しては連帯保証の主債務から除外していただきたい。	連帯保証ではありません。保証連帯ですので各社が全体の保証を行う必要はありません。
17	基本契約書(案)	6	17				異常事態に関する責任	「設計・建設企業は、SPCが維持管理運営業務委託契約第17条に基づいて負担する改善業務～についてSPCと連帯してこれを負担する」とありますが、参照している第17条は総括責任者が不適当な場合の措置に関する規定であり、本規定とは関係がないものと考えます。正しい参照条項につきご教示願います。(第10条ではないでしょうか)	第10条に修正します。
18	基本契約書(案)	6	17	1			異常事態に関する責任	「・・・建設対象施設について異常事態が発生した場合・・・」とありますが、設計・建設上の瑕疵との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
19	基本契約書(案)	6	17	1、2			異常事態に関する責任	「建設対象施設の契約」とは、設計・建設工事請負契約との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	基本契約書(案)	6	17	1			異常事態に関する責任	維持管理・運営業務委託契約第17条は（業務統括責任者当に対する措置要求）となります。同条に基づいて負担する改善義務を負担するとは、業務統括責任者の改善に要した費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.17を参照ください。第10条の誤記です。修正します。
21	基本契約書(案)	6	17	1			異常事態に関する責任	維持管理・運営業務委託契約第11条第1項では、「自己の費用により」と記されていますが、同契約同条第4項により「受注者が契約代金の範囲において負担することが適当でないと発注者が認める部分については、発注者がこれを負担」とありますので、すべてをSPCと設計・建設企業が負担するのではないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務委託契約第11条によります。
22	基本契約書(案)	6	17	1			異常事態に関する責任	維持管理・運営業務委託契約第24条は（天災その他不可抗力により契約内容の変更）に当たり、第3項に限らず、「SPCと連帯してこれを負担する」のではなく、不可抗力は同契約同条に準拠するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	基本契約書(案)	6	17	1			異常事態	契約不適合以外の「異常事態」とはどのような場合を想定されているか教えてください。	第3項のとおりです。
24	基本契約書(案)	6	17	3			異常事態に関する責任	「第1項の規定は通用しない」とありますが、不可抗力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は発注者の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	基本契約書（案）	6	17	3			異常事態に関する責任	「事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は負担をしない」とありますが、明らかにすることが難しい状況も考えられるため、推測される場合についても負担を免れることが可能と理解してよろしいでしょうか。	協議によります。
26	基本契約書(案)	7	19				本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止	「市および事業者は、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき，自己以外の第三者への譲渡または担保権の設定をしてはならない」とありますが、他の当事者とは具体的に誰を指すかご教示お願いいたします。	市及び事業者を指します。
27	基本契約書(案)	7	19				本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止	「市および事業者は、他の当事者の承諾なく本基本契約上の権利義務につき，自己以外の第三者への譲渡または担保権の設定をしてはならない」とありますが、承諾を頂くことで譲渡可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	基本契約書(案)	7	21	2			秘密保持	権原を有する第三者から入手した情報についても一般的な例外規定であるため、追加いただくようご検討願います。	追加しました。
29	基本契約書(案)	14	別紙4				出資者保証書式	第1項に「損害賠償債務」とあります。付帯事業も含めた契約に対する損害賠償となっていますが、損害賠償の対象は事業者と市との取引において発生した損害に対する賠償に限定されると理解してよろしいでしょうか。	原文のままとします。
30	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	1						受注者が設計・建設を目的とする共同企業体であるJVを結成している場合には、受注者をJVと置き換えて理解してよろしでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
31	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	1						受注者が設計・建設を目的とする共同企業体であるJVを結成している場合には、受注者をJVと置き換えて、受注者の押印部はJV代表企業の押印と理解してよろしでしょうか。	JVを構成する企業全ての記名及び押印をしてください。
32	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	1	1	1		4、5行目	募集要項等	「募集要項等」とは、第1条1項1行目の事業提案書を除く設計図書と解釈すればよろしいでしょうか？	「募集要項」における用語の定義を参照ください。（第1条6）
33	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	1	1	5			総則	請求等につき、公共工事標準請負約款同様に、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる旨の規定をご検討いただけますと幸いです。	第62条に追加しました。
34	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	1	1	13			総則	受注者が共同企業体（ＪＶ）を結成しており、かつその代表企業名義をもって契約している場合、ＪＶを組成する他の設計・建設企業については本項は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	1	3				工期	新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言が発出された状況下においての本工事及び業務の対応についてですが、感染拡大防止の観点からも、工期延長を含む協議の場を設けて頂く事は可能でしょうか。	社会情勢を考慮し、必要に応じて協議対象とします。
36	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	3	4			設計	「事業提案書に基づき委託先を記載する」というのは、「事業提案書に基づき委託先に委託することができる。」との意味でしょうか。また、募集要項第4-3.(5)「業務の委託等」には設計・建設は記載されていませんが、本建設工事請負契約書記載の通り、発注者である貴市の事前の承諾にて第三者に委託できると理解して宜しいでしょうか。	意味はご理解の通りです。修正します。本条は設計に関する事項を記載しており、工事については第6条をご確認ください。
37	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	3	5			設計	「発注者の承諾した様式により報告書を提出し」とありますが、いわき市様の様式をご教示願います。	契約後に市より様式を示します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
38	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	3	5			設計	設計業務の進捗状況の定期的な報告に関する「本募集要項等…の定め」とは、具体的にどの書類のどの箇所を指しておられるのかご教示ください。また、「定期的に」とは具体的にどの程度の頻度を想定されてますでしょうか。	要求水準書に定められた工程表の提出を指します。頻度は事業者提案です。
39	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	3	7			設計	「提出された設計成果物のいずれかが、法令、この契約規定、募集要項等及び事業提案書の水準を満たさないか、又はこれらの内容に不適当と認められる場合、受領を拒むことが出来る。」との記載があるが、「これらの内容に不適当と認められる」とは具体的にどの様な場合が該当するか。	公共施設として不適当と認められる場合などです。
40	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	3	9			設計	設計成果物の是正が貴市の責に帰すべき事由に起因する場合においても、受注者が故意又は過失によってこれを看過した場合は、損害等をご負担頂けないこととされております。 しかし、是正が必要となった直接の原因が貴市にあることを考え、損害の公平な分担の観点から、かかる取り扱いは受注者に故意がある場合、又は、故意もしくは重過失がある場合に限定して頂きたく、ご検討をお願いいたします	原文のままとします。
41	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	3	11			設計	「設計図書が定める様式及び内容の工程表その他書類を作成し」とありますが、いわき市様様式をご教示願います。	契約後に市より様式を示します。
42	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	3	14			設計	内訳書についても、第12項ただし書きに定める工程表同様、発注者及び受注者を法的に拘束するものではないとの理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。（「なお書き」です）
43	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	2	4				契約の保証	「受注者は・・・保証を付さなければならない。」とありますが、受注者とは基本契約書において契約保証金を差し入れなければならないとされている設計・建設企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	3	4	3			契約の保証	「・・・保証するものではなければならない。」とありますが、「保証するものでなければならない。」の誤記と思われます。	修正します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
45	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	4	8の2				設計成果物等の著作権	第1項に定める第三者をしての本件成果物等の実施、使用等、及び第6項に定める当該工事目的物の内容の公表に関し、受注者の秘密情報が含まれている場合には、基本契約第21条１項に基づき、当該情報については受注者の事前の承諾がない限り第三者に公表等されないものと理解して相違ありませんでしょうか。	請負契約書において、市は、本件成果物等を必要な範囲で自由に使用できる（第8条の2第1項）と明示し、工事目的物については市が著作権譲渡を受ける（第8条の2第5項）ともに、自由に公表できる（第8条の2第6項）と明示しているので、「受注者の秘密情報が含まれているがために本件成果物や工事目的物の全部又は一部を第三者に公表しないこと」は想定していません。受注者は、公表を企図しない秘密情報が本件成果物や工事目的物に含まれないよう工夫をお願いします。
46	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	4	8の2	2, 9			設計成果物等の著作権	第2項及び第9項における各承諾について、合理的な理由がない限り貴市はこれを拒まないと理解して宜しいでしょうか。かかる理解と異なるご回答である場合にはご承諾をいただける具体的事情の例をご教示いただけませんでしょうか。	合理的理由があれば基本的には承諾します。ただし、当該行為による市の不利益の有無については確認が必要となります。
47	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	4	9				監督員	監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属するという理解で宜しいでしょうか（その旨明記することをご検討下さい）。	原文のままとします。
48	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	5	10	2			現場代理人及び主任技術者等	現場代理人の権限から工期の変更、第12条4項の規定による請求、及び同条5項の規定による通知の受理が除外されていますが、工事の円滑な遂行の維持確保の観点から、これらについて権限内に含めていただくことをご検討下さい。	原文のままとします。
49	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	6	13	2			工事材料の品質及び検査等	貴市において、監督員による事前検査の実施を想定されている工事材料がございましたら、どのようなものについて事前検査の実施を想定されているか、ご教示ください。	想定している材料はございません。
50	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	6	14	1			監督員の立会い及び工事記録の整備等	貴市において、調合に際しての監督員の立会い又は見本検査の実施を想定されている工事材料がございましたら、どのようなものについて、上記立会い又は見本検査の実施を想定されているか、ご教示ください。	想定している材料はございません。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
51	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	6	14	2			監督者の立会い及び工事記録の整備等	「設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事について・・・」指定される工事の具体的な内容とはどのような工事でしょうか。	事業者提案によります。
52	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	8	18	5			条件変更等	但書にて損害賠償又は費用等補償義務を負わない旨の記載がございますが、本項の設計図書の変更または訂正は第３項の調査の結果を受けて行われるものであり、論理的には第１項各号に該当することにより生じたものとなります。また、条件変更の原因が、貴市の責めに帰すべきことが明らかとまではいえない場合であっても、受注者にとってコントロールできない事由により条件変更等が必要になる場合においては、これにより発生した費用は、貴市にご負担頂くのが公平であると考えております。 但書を「ただし、設計図書の訂正又は変更が受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りでない」等とご修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原文のままとします。
53	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	10	28				変更に伴う手続	列挙されている条文のうち、第16条、第31条は契約の変更に関する条項ではないと考えますが、不該当との理解で宜しいでしょうか。	修正します。（16条を外します）
54	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	10	31				不可抗力による損害	「不可抗力」には今般の新型コロナウイルス感染拡大のように、広範囲にわたる伝染病の発生などもこれに含まれるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
55	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	11	33	2			検査及び引渡し	「通知を受けた日から起算して14日」とありますが、本項では、第1条第9項の「民法」140条の例外として、通知日を初日として参入するという意味でしょうか。	ご理解の通りです。
56	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	12	33の2				維持管理運営の準備と性能保証	受注者は、第 46条に基づく工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合することへの責任を果たすことに加え、工事目的物の設計・施工を行った者としての性能保証を行いますが、2次損害（発注者の被ったすべての損害、損失、費用等を賠償）は建設工事請負契約の保証範囲外と思います。	ご意見として伺います。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
57	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	12	33の2				維持管理・運営の準備と性能保証	「・・・「維持管理・運営マニュアル」・・・」作成し」とありますが、設計・建設業務としては、運転要領書等を作成し、維持管理・運営業務委託契約書（案）第12条2に記載の「維持管理・運営マニュアル」の作成に協力するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	12	33の2	1			維持管理・運営の準備と性能保証	「その他募集要項等に定める事項について整理した」とは、具体的にどの書類のどの箇所を指しておられるのかご教示ください。	主に要求水準書（中部編）を指します。
59	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	12	33の2	1			維持管理・運営の準備と性能保証	「維持管理・運営業務委託契約書の定めるところに従って発注者の承諾を得る」とは、具体的に同契約書のどの条項を指しておられるのかご教示ください。	第12条2となります。
60	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	12	33の2	1			維持管理・運営の準備と性能保証	「維持管理・運営マニュアル」は維持管理・運営業務受注者(SPC)がその業務に関して作成するものであり、設計・建設企業は作成主体ではなく、SPCによる作成・提出・貴市の承諾取得への協力をする立場と考えます。したがいまして、「『維持管理・運営マニュアル』を作成し…得るものとする。」の箇所は、「『維持管理・運営マニュアル』をSPCが維持管理・運営業務委託契約書の定めるところに従って作成して発注者の承諾を得られるよう、協力しなければならない。」と修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	ご理解の通りです。
61	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	12	33の2	2			維持管理・運営の準備と性能保証	設計・建設事業の受注者が、性能保証責任として、建設対象施設の供用開始後も、20年間の維持管理・運営業務及び固定燃料化物売買の履行期間並びに付帯事業の事業実施期間が完了するまで、これらの業務並びに事業の契約事業者であるSPCの履行保証責任を負う内容となっておりますが、設計・建設事業の受注者である建設JVとSPCとは別の主体であり、受注者（建設JV）の契約責任としてかかる長期の責任を負うことは、実質的に本事業全体に関する連帯保証責任を課すことにほかならず、論理上も現実上もこれを許容することは困難です。維持管理・運営業務及び固定燃料化物の売買並びに付帯事業の履行は、SPCとその受託事業者が担うべきで、受注者の性能保証責任は、設計・施工に起因する性能未達に限定されると考えます。 即ち第46条に基づく工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合することへの責任に限定し、その責任期間は、第57条記載の通りとして、責任範囲と期間を限定するべく、本項は、「受注者は、第46条に基づく工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合することへの責任を果たす。」とし、それ以降の文言は削除していただきたく、ご検討をお願いいたします。	ご意見として伺います。
62	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	12	34	1，3			請負代金の支払い	「第33条第2項」は同条第6項後段の規定により適用される場合を含むもの、との理解で宜しいでしょうか。また、第3項においても同様の理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
63	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	13	39	1, 3			部分払	部分払の対象とすべき工場製品としてはどのようなものが想定されていますでしょうか、ご教示ください。	現段階では想定しておりません。
64	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	14	40	3			部分引き渡し	部分引渡しにより当該部分についてその支配は貴市に移ることから、当該部分についての維持管理についての責任は受注者が負うことは困難と考えます。本項については削除いただきたく、ご検討をお願いいたします。	第3項における範囲を事業者の維持管理・運営業務範囲といたします。
65	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	16	46	1			契約不適合責任	「ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発行者は履行の追完を請求することができない。」とありますが、過分の費用の具体的金額を、ご教示願います。	協議によります。
66	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	16	47	3			発注者の任意解除権	発注者の任意解除は受注者に不利益を与えないことが条件であり、受注者が被る相当因果関係の範囲内の損害（積極的損害及び消極的損害）は賠償対象となります。すなわち、任意解除時に受注者が既に支出した費用（購入した工事材料や雇用労働者に要した費用で他に転用できない損失を含む）のほか、任意解除されずに工事が完成した場合に受注者が得べかりし利益は損害となります。したがって、本項記載の算定による賠償額の予定ではなく、相当因果関係の範囲内の損害について貴市にご負担いただきたく、本項の削除をご検討お願いいたします。	原文のままとします。
67	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	17	49		(10)		発注者の催告によらない解除権	「違反行為」とは、本事業における違反行為と理解して宜しいでしょうか。	本事業以外も含みます。
68	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	19	55	5			支払遅延防止法の遅延利息の率	「支払遅延防止法の遅延利息の率」とは、令和２年３月１０日財務省告示第５３号に規定された2.6%が適用されるとの理解でよろしいでしょうか？	賠償請求時の率となります。
69	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	20	57	2			設備機器本体等の契約不適合	ここでいう、「設備機器本体等」とは、工事目的物のうち、土建を除くプラント機械・電気設備、建築機械・電気設備単体を指すのでしょうか？	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
70	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	20	57	6			契約不適合責任期間等	「前各号」は「前各項」の誤記ではないでしょうか。	修正します。
71	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	21	62	1			補則	この契約に定めのない事項について、基本契約、募集要項等、事業提案書に定めがある場合には、第1条1項の規定により、それらが優先し、それらの定めがない場合に貴市財務規則及び請負契約約款の定め等に従うものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
72	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	21	62	1			補則	また「契約規程」とは具体的に何を指していますでしょうか。	契約規程を削除いたします。
73	建設工事請負契約書（案）中部浄化センター編	21	62	1			補則	「この条項」とは具体的に何を指していますでしょうか。	62条(修正後は63条）です。
74	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	1						受注者が設計・建設を目的とする共同企業体であるJVを結成している場合には、受注者をJVと置き換えて理解してよろしでしょうか。	ご理解の通りです。
75	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	1						受注者が設計・建設を目的とする共同企業体であるJVを結成している場合には、受注者をJVと置き換えて、受注者の押印部はJV代表企業の押印と理解してよろしでしょうか。	JVを構成する企業全ての記名及び押印をしてください。
76	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	1	1	5			総則	請求等につき、公共工事標準請負約款同様に、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる旨の規定をご検討いただけますと幸いです。	第62条に追加しました。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
77	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	1	1	13			総則	受注者が共同企業体（ＪＶ）を結成しており、かつその代表企業名義をもって契約している場合、ＪＶを組成する他の設計・建設企業については本項は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	1	3				工期	新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言が発出された状況下においての本工事及び業務の対応についてですが、感染拡大防止の観点からも、工期延長を含む協議の場を設けて頂く事は可能でしょうか。	社会情勢を考慮し、必要に応じて協議対象とします。
79	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	4			設計	「事業提案書に基づき委託先を記載する」というのは、「事業提案書に基づき委託先に委託することができる。」との意味でしょうか。また、募集要項第4-3.(5)「業務の委託等」には設計・建設は記載されていませんが、本建設工事請負契約書記載の通り、発注者である貴市の事前の承諾にて第三者に委託できると理解して宜しいでしょうか。	意味はご理解の通りです。修正します。本条は設計に関する事項を記載しており、工事については第6条をご確認ください。
80	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	5			設計	設計業務の進捗状況の定期的な報告に関する「本募集要項等…の定め」とは、具体的にどの書類のどの箇所を指しておられるのかご教示ください。また、「定期的に」とは具体的にどの程度の頻度を想定してますでしょうか。	要求水準書に定められた工程表の提出を指します。頻度は事業者提案です。
81	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	9			設計	貴市の責に帰すべき事由に起因する設計成果物の是正の場合、受注者に生じた損害等を「合理的な範囲で」ご負担頂くこととされておりますが、当該是正と相当因果関係にある増加費用及び損害をご負担頂けるものと理解して相違ありませんでしょうか。	協議によります。
82	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	9			設計	設計成果物の是正が貴市の責に帰すべき事由に起因する場合においても、受注者が故意又は過失によってこれを看過した場合は、損害等をご負担頂けないこととされております。 しかし、是正が必要となった直接の原因が貴市にあることを考え、損害の公平な分担の観点から、かかる取り扱いは受注者に故意がある場合、又は、故意もしくは重過失がある場合に限定して頂きたく、ご検討をお願いいたします	原文のままとします。
83	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	2	3	14			設計	内訳書についても、第12項ただし書きに定める工程表同様、発注者及び受注者を法的に拘束するものではないとの理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。（「なお書き」です）

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
84	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	4	8の2				設計成果物等の著作権	第1項に定める第三者をしての本件成果物等の実施、使用等、及び第6項に定める当該工事目的物の内容の公表に関し、受注者の秘密情報が含まれている場合には、基本契約第21条１項に基づき、当該情報については受注者の事前の承諾がない限り第三者に公表等されないものと理解して相違ありませんでしょうか。	請負契約書において、市は、本件成果物等を必要な範囲で自由に使用できる（第8条の2第1項）と明示し、工事目的物については市が著作権譲渡を受ける（第8条の2第5項）ともに、自由に公表できる（第8条の2第6項）と明示しているので、「受注者の秘密情報が含まれているがために本件成果物や工事目的物の全部又は一部を第三者に公表しないこと」は想定していません。受注者は、公表を企図しない秘密情報が本件成果物や工事目的物に含まれないよう工夫をお願いします。
85	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	4	8の2	2, 9			設計成果物等の著作権	第2項及び第9項における各承諾について、合理的な理由がない限り貴市はこれを拒まないと理解して宜しいでしょうか。かかる理解と異なるご回答である場合にはご承諾をいただける具体的事情の例をご教示いただけませんでしょうか。	合理的理由があれば基本的には承諾します。ただし、当該行為による市の不利益の有無については確認が必要となります。
86	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	4	9				監督員	監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属するという理解で宜しいでしょうか（その旨明記することをご検討下さい）。	原文のままとします。
87	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	5	10	2			現場代理人及び主任技術者等	現場代理人の権限から工期の変更、第12条4項の規定による請求、及び同条5項の規定による通知の受理が除外されていますが、工事の円滑な遂行の維持確保の観点から、これらについて権限内に含めていただくことをご検討下さい。	原文のままとします。
88	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	6	13	2			工事材料の品質及び検査等	貴市において、監督員による事前検査の実施を想定されている工事材料がございましたら、どのようなものについて事前検査の実施を想定されているか、ご教示ください。	想定している材料はございません。
89	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	6	14	1			監督員の立会い及び工事記録の整備等	貴市において、調合に際しての監督員の立会い又は見本検査の実施を想定されている工事材料がございましたら、どのようなものについて、上記立会い又は見本検査の実施を想定されているか、ご教示ください。	想定している材料はございません。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
90	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	8	18	5			条件変更等	ただし書にて損害賠償又は費用等補償義務を負わない旨の記載がございますが、本項の設計図書の変更または訂正は第３項の調査の結果を受けて行われるものであり、論理的には第１項各号に該当することにより生じたものとなります。また、条件変更の原因が、貴市の責めに帰すべきことが明らかとまではいえない場合であっても、受注者にとってコントロールできない事由により条件変更等が必要になる場合においては、これにより発生した費用は、貴市にご負担頂くのが公平であると考えております。 但書を「ただし、設計図書の訂正又は変更が受注者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りでない」等とご修正いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原文のままとします。
91	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	10	28				変更に伴う手続	列挙されている条文のうち、第16条、第31条は契約の変更に関する条項ではないと考えますが、不該当との理解で宜しいでしょうか。	修正します。（16条を外します）
92	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	10	31				不可抗力による損害	「不可抗力」には今般の新型コロナウイルス感染拡大のように、広範囲にわたる伝染病の発生などもこれに含まれるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
93	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	11	33	2			検査及び引渡し	「通知を受けた日から起算して14日」とありますが、本項では、第1条第9項の「民法」140条の例外として、通知日を初日として参入するという意味でしょうか。	ご理解の通りです。
94	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	12	34	1，3			請負代金の支払い	「第33条第2項」は同条第6項後段の規定により適用される場合を含むもの、との理解で宜しいでしょうか。また、第3項においても同様の理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
95	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	13	39	1，3			部分払	部分払の対象とすべき工場製品としてはどのようなものが想定されていますでしょうか、ご教示ください。	現段階では想定しておりません。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
96	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	14	40	3			部分引き渡し	部分引渡しにより当該部分についてその支配は貴市に移ることから、当該部分についての維持管理についての責任は受注者が負うことは困難と考えます。本項については削除いただきたく、ご検討をお願いいたします。	削除します。
97	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	16	47	3			発注者の任意解除権	発注者の任意解除は受注者に不利益を与えないことが条件であり、受注者が被る相当因果関係の範囲内の損害（積極的損害及び消極的損害）は賠償対象となります。すなわち、任意解除時に受注者が既に支出した費用（購入した工事材料や雇用労働者に要した費用で他に転用できない損失を含む）のほか、任意解除されずに工事が完成した場合に受注者が得べかりし利益は損害となります。したがって、本項記載の算定による賠償額の予定ではなく、相当因果関係の範囲内の損害について貴市にご負担いただきたく、本項の削除をご検討お願いいたします。	原文のままとします。
98	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	17	49		(10)		発注者の催告によらない解除権	「違反行為」とは、本事業における違反行為との意味と理解して宜しいでしょうか。	本事業以外も含みます。
99	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	17	49	1	(10) (11)			「受注者の違反行為」とは、本事業に限定されているとの理解でよろしいでしょうか。	本事業以外も含みます。
100	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	19	55	5			支払遅延防止法の遅延利息の率	「支払遅延防止法の遅延利息の率」とは、令和２年３月１０日財務省告示第５３号に破堤された2.6%が適用されるとの理解でよろしいでしょうか？	賠償請求時の率となります。
101	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	20	57	2			設備機器本体等の契約不適合	ここでいう、「設備機器本体等」とは、工事目的物のうち、土建を除くプラント機械・電気設備、建築機械・電気設備単体を指すのでしょうか？	ご理解の通りです。
102	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	20	57	6			契約不適合責任期間等	「前各号」は「前各項」の誤記ではないでしょうか。	修正します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
103	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	21	62	1			補則	この契約に定めのない事項について、基本契約、募集要項等、事業提案書に定めがある場合には、第1条1項の規定により、それらが優先し、それらの定めがない場合に貴市財務規則及び請負契約約款の定め等に従うものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
104	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	21	62	1			補則	また「契約規程」とは具体的に何を指していますでしょうか。	契約規程を削除いたします。
105	建設工事請負契約書（案）南部浄化センター編	21	62	1			補則	「この条項」とは具体的に何を指していますでしょうか。	62条(修正後は63条）です。
106	維持管理・運転業務委託契約書（案）						序文	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
107	維持管理・運転業務委託契約書（案）	1	1	11			総則	データ未入手の場合の措置がかかれているが、これは、維持管理・運転業務にのみ該当するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	維持管理・運転業務委託契約書（案）	1	1	14			総則	「SPCをして…全ての許認可を取得し、」とありますが、当該許認可を取得する法人は構成企業の1社である場合も許容されると解して宜しいでしょうか。	SPCが必要な許認可をとってください。
109	維持管理・運転業務委託契約書（案）	1	2	1			保険証券の寄託	「履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券 を発注者に寄託しなければならない。 」とありますが、保険証券の写しの提出とさせていただけませんでしょうか。	履行保証契約締結の場合には、保険証券原本を寄託頂くこととなっております。
110	維持管理・運転業務委託契約書（案）	2	4	5			業務の遂行および範囲等	貸与の条件を定める「募集要項等」とは具体的にどの書類のどの箇所を指しておられるかご教示ください。	主に募集要項、要求水準書を指します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
111	維持管理・運転業務委託契約書（案）	2	4	7			業務の遂行および範囲等	本業務に必要な貸与品が経年劣化等で利用できなくなったため、これに代わる備品等として購入または調達するものも貸与品と同等であり、所有権が発注者である貴市に帰属するのであれば、購入・調達費用は貴市にご負担いただくべきものと考えます。ご検討をお願いいたします。	協議によります。
112	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	5	1			許認可の取得	受注者が取得した許認可につきましては、SPCへの承継はできないと考えます。業務を委託する構成企業または協力企業が必要な許認可を取得していれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	SPCが必要な許認可をとってください。
113	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	7	2			著作権の譲渡等	成果物の公表に関し、受注者の秘密情報が含まれている場合には、第45条１項に基づき、当該情報については公表されないものと理解して相違ありませんでしょうか。	原文のままとします。
114	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	7	6, 7			著作権の譲渡等	受注者が本業務の遂行において創作的表現行為を行うするのは成果物であり、「本施設」ではありませんので、本施設が第三者の著作権侵害を侵害するか否かについて受注者は保証しうる立場にありません。したがいまして、第6項及び第7項の「本施設」については削除いただきたくご検討をお願いいたします。	「本施設」は削除します。
115	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	7	6			著作物の譲渡等	「受注者は、成果物および本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでない事を発注者に保証する。」とありますが、本契約書は維持管理・運営業務委託契約書であり、本施設の著作権に対して保証するものではないのではないと考えますが、いかがでしょうか。	「本施設」は削除します。
116	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	7	7			著作物の譲渡等	「成果物または本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、・・・または必要な措置を講ずる。」とありますが、本契約書は維持管理・運営業務委託契約書であり、本施設の著作権に対して保証するものではないのではないと考えますが、いかがでしょうか。同上と考えます。	「本施設」は削除します。
117	維持管理・運転業務委託契約書（案）	3	8	2			特許権等の使用	「前項の規定による」のうち、前項（第1k項）ただし書き部分は、発注者が費用負担する内容ですので、「前項本文の規定による」との修正をお願いいたします。	修正します。
118	維持管理・運転業務委託契約書（案）	4	9	2			一括再委託の禁止	再委託先が構成企業及び協力企業の場合は、事前の通知のみでSPCから当該構成企業に対する一括再委託が可能との理解でよろしいでしょうか。	修正します。一括再委託は不可とします。 総括責任者・副総括責任者および廃掃法上の資格者は転籍・出向等により、SPCに在籍する必要があります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
119	維持管理・運転業務委託契約書（案）	4	9	5			一括再委託の禁止	一括再委託先を変更した場合、「変更があった事項」として、変更後に速やかに発注者に通知すれば変更は可能と理解してよろしいでしょうか。	修正します。一括再委託は不可とします。 一部再委託先の変更については、本条4項を遵守していれば、ご理解の通りです。
120	維持管理・運転業務委託契約書（案）	4	11	4			臨機の措置	「受注者が契約代金の範囲において負担することが適当でないと発注者が認める」のはどのような場合を想定されていますでしょうか。ご教示をお願いいたします。	協議によります。
121	維持管理・運転業務委託契約書（案）	4	11	4			臨機の措置	「受注者の契約代金の範囲において負担することが適当でないと発注者が認める部分」について、具体的な部分および上限額についてご教示お願いいたします。	協議によります。
122	維持管理・運転業務委託契約書（案）	5	12	3			業務の基準等	「契約代金の変更」において、第2条(契約の保証）に係る保証金も変更が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
123	維持管理・運転業務委託契約書（案）	5	12	3			業務の基準等	「契約代金の変更」において、変更による運転経費の増減は、サービス購入料に反映されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
124	維持管理・運転業務委託契約書（案）	5	13	1			業務実施計画等の提出	民間事業であるバイオガス発電の計画も、市の事業である維持管理業務委託の中で提出を行うのでしょうか。	バイオガス利用計画に修正します。
125	維持管理・運転業務委託契約書（案）	5	14	1	(1)		業務報告書の提出	「月間業務報告書：当該月の翌月10日まで」とありますが、10営業日との理解でよろしいでしょうか。	原文のままとします。
126	維持管理・運転業務委託契約書（案）	5	14	1	(1)		業務報告書の提出	月間業務報告書の提出は当該月の翌月10日までとのことですが、10日が休日の場合は11日以降の最初の開庁日と理解してよろしいでしょうか。	原文のままとします。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
127	維持管理・運転業務委託契約書（案）	5	14	1	(2)		業務報告書の提出	「年間業務報告書・・・（ただし、業務の最終年度については、業務終了日まで）」となっていますが、最終月（3月）の記載について、ご教示願います。	運営期間終了の5年前に運営期間終了後の施設の扱いを決めますので、その際に最終年度報告の行い方についても協議により決めます。
128	維持管理・運転業務委託契約書（案）	5	14	3			業務報告書の提出	事業期間に満了後5年を含めた25年間、保存し続ける場合、紙媒体の記録である必要はあるでしょうか。	紙媒体でなくても構いません。
129	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	14	4			業務報告書の提出	「発注者が運用する本施設情報システムへの入力へに必要な基礎データを作成し、発注者へ提出しなければならない。」とありますが、【募集要項5.事業概要（1）・アセットマネジメントデータベースシステムへの情報登録】の詳細内容との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
130	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	15				監督員	監督員とは、現場に常駐するような働き方になるのでしょうか。	常駐ではありません。
131	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	15				監督員	監督員に付与された権限の範囲に関して、監督者以外の方が権限を行使するケースは想定されますでしょうか。	監督員を置かない場合は発注者が権限を行使します。
132	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	15				監督員	監督員から出された指示と、その他行政関係者から出された指示に齟齬があった場合、どちらの役職が優先されるでしょうか。	都度、監督員にご確認下さい。
133	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	15	6			監督員	「ペナルティ等」の「等」は具体的には何を指しますでしょうか。ご教示をお願いいたします。	改善要求を行います。
134	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	15	6			監督員	「ペナルティ等」の内容は、募集要項別紙２記載によるとの理解で宜しいでしょうか。その他に内容を定めたものがございましたらご教示をお願いいたします。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
135	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	15	7			監督員	「監督職員」は監督員と同義でしょうか。誤植であれば訂正お願いいたします。	修正します。
136	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	16	1			業務総括責任者および副総括責任者	「受注者は」とありますが、本契約はSPC設立後はSPCに継承されることをから、「受注者」を「SPC]と読み替えて理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
137	維持管理・運転業務委託契約書（案）	6	16	1			業務総括責任者および副総括責任者	上記の場合、SPCの出資者である構成企業から業務総括責任者および副総括責任者を配置するという理解でよろしいでしょうか。	業務総括責任者および副総括責任者は、構成企業等からの転籍・出向等により、SPCに在籍する必要があります。 要求水準書（中部編）に追記します。
138	維持管理・運転業務委託契約書（案）	7	17				業務総括責任者等に対する措置要求	公平の観点から、本条に対比する形にて、受注者の発注者に対する監督員に対する措置要求も規定いただきたく、ご検討をお願いいたします。	ご意見として伺います。
139	維持管理・運転業務委託契約書（案）	7	18	3			措置要求に対する報告等	「不可抗力」には今般の新型コロナウイルス感染拡大のように、広範囲にわたる伝染病の発生などもこれに含まれるとの理解で宜しいでしょうか	ご理解の通りです。
140	維持管理・運転業務委託契約書（案）	7	18	3			措置要求に対する報告等	「責任の分析に要する費用」とはどのような分析を指しているのでしょうか。	業務改善を行うにあたっての問題点の把握や発生要因とその責任（どのセクションが原因か等）の分析を指します。
141	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	21	1			指定期日の延期等	不可抗力により開始の指定期日が遅延した場合、終了の指定期日も延期を申し出ができると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
142	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	21	1			指定期日の延期等	指定期日の延期は、指定期日前のどの程度の時期に申し出ればよろしいでしょうか。	期日指定日の前日までです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
143	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	21	2			指定期日の延期等	不可抗力による開始の指定期日が遅延は、受注者の責めに帰することができないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
144	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	23				契約内容の変更等	本条のうち、専ら発注者のご事情による一時中止の場合には、受注者がこれによって受ける損害については、貴市にご負担いただけるものとの理解で相違ありませんでしょうか	原文のまま、協議によります。
145	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	24	2			天災その他不可抗力による契約内容の変更	「事前に発注者に通知」にある「事前」とは、「相手方と協議の前」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
146	維持管理・運転業務委託契約書（案）	8	24	4			天災その他不可抗力による契約内容の変更	「前項に規定する協議」とは、第１項に規定する協議、のことでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
147	維持管理・運転業務委託契約書（案）	9	25	2	(1)		契約保証金	物価変動による改定があった場合に、それと連動して契約保証金を増減させることは想定していないと解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
148	維持管理・運転業務委託契約書（案）	9	26				契約代金の支払	募集要項（別紙1）にある支払方法、物価変動等による改定の記載がありません。 事業期間中、契約書に基づき協議されることが基本となりますので、維持管理・運営業務委託契約書にも追記願います。（第3条2では、募集要項より維持管理・運営業務委託契約書の方が優先順位が高く記載がないと物価変動等による改定がないとも読み取れます。）	募集要項等による旨を追記しました。
149	維持管理・運転業務委託契約書（案）	9	27				契約代金の減額または支払停止等	減額または支払停止に関し、具体的な明記がされておりませんが、募集要項（別紙2）を指すものとの理解でよろしいでしょうか。事業期間中、契約書に基づき協議されることが基本となりますので、ペナルティについて維持管理・運営業務委託契約書にも追記願います。（第3条2では、募集要項より維持管理・運営業務委託契約書の方が優先順位が高く記載がないと別のペナルティ条項が適用とも読み取れます。）	募集要項等による旨を追記しました。
150	維持管理・運転業務委託契約書（案）	10	31	1			既存施設の修繕・更新	「募集要項等で定める範囲の既存施設」とは、要求水準書（中部浄化センター編）9頁図3における中部浄化センターPFI事業範囲案内の「脱水ケーキ受入ホッパ・（サイロ）」「汚泥脱水機」の２つであり、それ以外の既存施設は「範囲を超えた」施設との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書中部編の図3に示すとおりの範囲です。（補機、新規施設までの接続配管等を含みます）

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
151	維持管理・運転業務委託契約書（案）	10	32	1			汚泥の量	当該増加費用は貴市の負担とのことですが。費用算出方法をご教示願います。	協議によります。
152	維持管理・運転業務委託契約書（案）	10	34				法令変更によって発生した費用等の負担	法令変更によるリスク分担に関する貴市との協議においては、実施方針別紙１でのリスク分担案記載の内容を基礎とすると理解して宜しいでしょうか。その他にリスク分担に関して定めたものがございましたら、ご教示をお願いいたします。	ご理解の通りです。
153	維持管理・運転業務委託契約書（案）	11	35	1			原状回復義務	原状回復義務の対象となる「建設対象施設」には、第31条において修繕・更新した既存施設は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	既存施設も原状回復の対象とします。
154	維持管理・運転業務委託契約書（案）	11	36	1	(2)		発注者の解除権	受注者等が「不正な行為」をしたことが解除事由とされておりますが、具体的にはどのような行為を想定されていますでしょうか、ご教示をお願いいたします。解除権の発生要件は抽象的ではなく具体的に定めるべきものと考えております。貴市が想定されている「不正な行為」（本項各号及び第37条以外のもの）を具体的に列挙して定めていただきたく、ご検討をお願いいたします。	違法な行為・あるいは合理的理由により違法であると判断し得る行為を想定しています。あらゆる法律を記載することはできないため、具体的列挙もできかねます。
155	維持管理・運転業務委託契約書（案）	11	36	1	(5)		発注者の解除権	本号は第33条にさだめる猶予期間経過後と理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。
156	維持管理・運転業務委託契約書（案）	12	36	2			発注者の解除権	発注者事情による契約の一部解除により受注者が受けた損害については、第39条第２項同様に発注者が賠償すべきものと考えております。「やむを得ないと発注者が認めるものについて」を削除いただきたく、ご検討をお願いいたします。	原文のままとします。
157	維持管理・運転業務委託契約書（案）	12	36	2			発注者の解除権	第3文末尾「やむを得ないと発注者が認めるものについて」を削除ください。本項は発注者事由による契約解除の効果が規定されており、発注者事由による契約解除にも関わらず、当該損害の賠償について発注者に裁量がある規定は著しく不平等と存じます。	原文のままとします。
158	維持管理・運転業務委託契約書（案）	13	38	4			談合その他の不正行為に係る違約金等	「超過分について違約金を請求」とあるのは、「超過分についてその損害賠償を請求」の誤記ではないでしょうか。	追加の違約金の意味です。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
159	維持管理・運転業務委託契約書（案）	13	39	2			協議解除	ここでいう損害には、逸失利益も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	含みません。
160	維持管理・運転業務委託契約書（案）	13	41	1			契約解除に伴う措置	「検査に合格した履行部分」とは、前の支払いより契約解除までの維持管理運営業務分、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
161	維持管理・運転業務委託契約書（案）	14	42	1			契約終了時の措置	本項における「本施設の機能確認」は第34条第2項に定める「施設機能の確認」と同義のものであると理解して相違ありませんでしょうか。	35条2項と同義のものです。
162	維持管理・運転業務委託契約書（案）	14	42	2			契約終了時の措置	第35条第1項に基づき、受注者の負担において行う措置には、第31条において修繕・更新した既存施設は含まれず、本条における既存施設の機能回復は発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	既存施設も原状回復の対象とします。
163	維持管理・運転業務委託契約書（案）	14	42	3			契約終了時の措置	第2文中段に「発注者が必要と認める期間」とありますが、どの程度の期間を想定されているのかご教示ください。	協議によります。
164	維持管理・運転業務委託契約書（案）	14	43				相殺	相殺については、公平の見地より、発注者受注者いずれも相殺をする権利がある旨へ変更いただきたく、ご検討をお願いいたします。	ご意見として伺います。
165	維持管理・運転業務委託契約書（案）	14	45	1			秘密の保持および個人情報の管理	「相手方の秘密」かどうかについては、情報受領者からは判断ができませんため、基本契約書第21条同様に「相手方から秘密情報」とされたものが「相手方の秘密」であると明記していただきたく、ご検討をお願いいたします。	基本契約書（案）に合わせます。
166	維持管理・運転業務委託契約書（案）	14	46	1			保険	別記2に、火災保険への加入について記載がありますが、当該施設の所有者は貴市であるため、火災保険は貴市にて加入されるものと考えますがいかがでしょうか。	原文のままとします。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
167	維持管理・運転業務委託契約書（案）	16					押印欄	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義である場合、協力企業の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。
168	維持管理・運転業務委託契約書（案）	16					捺印者	維持管理・運営業務委託契約書における受注者の捺印者は構成企業の全員と、協力企業のうち維持管理・運営業務を担う企業との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。
169	維持管理・運転業務委託契約書（案）	17	別記1	(2)			対価の計算方法	固定費相当分の対価の算定方法の欄に「※⑤については、～（税込み800万円×20年）」とありますが、事業期間中に税率が変わっても800万円の上限は変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
170	維持管理・運転業務委託契約書（案）	17	別記1				物価変動等の指標及び改定	物価変動等の指標及び改定は、募集要項に準ずるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
171	維持管理・運転業務委託契約書（案）	18					別記2（第46条関係）	第三者損害賠償保険について、受注者だけでなく発注者にも付保することとされています。保険金の支払いが生じた際、発注者に係る保険金の受け取りを発注者にするよう契約するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
172	固形燃料化物売買契約書（案）						序文	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
173	固形燃料化物売買契約書（案）	1	1	3			総則	「固形燃料化物の有効利用先の多系統化を目指し」とありますが、これは利用先を複数確保せねばならない、ということでしょうか。	義務ではありません。
174	固形燃料化物売買契約書（案）	1	2	1			履行保証保険証券	「履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。」 とありますが、保険証券の写しの提出とさせていただけませんでしょうか。	履行保証契約締結の場合には、保険証券原本を寄託頂くこととなっております。
175	固形燃料化物売買契約書（案）	1	3	1			固形燃料化物の授受	「規格を満たしていない場合」は買い取らなくてよい旨記載されておりますが、副生成物	質問の趣旨が不明ですので、あらためて次回質問してください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
176	固形燃料化物売買契約書（案）	1	3	1			固形燃料化物の授受	提供された固形燃料化物が固形燃料化物の規格を満たしていない場合、とありますが、規格を満たしているかどうかの判断・分析は、どのタイミングで、またどの程度の頻度で実施されるのかご教示ください。	事業者が品質管理を行って下さい。 方法、頻度は事業提案の内容によります。
177	固形燃料化物売買契約書（案）	1	3	1			固形燃料化物の授受	上記の分析については発注者の市の責任のもと、市が実施していただけると理解してよろしいでしょうか？	No.176を参照ください。
178	固形燃料化物売買契約書（案）	1	3	2			固形燃料化物の授受	各年度において固形燃料化物の計量が実施される時期について何か定めがございましたらご教示をお願いいたします。	引渡しは要求水準書（中部編）によります。
179	固形燃料化物売買契約書（案）	1	3	2			固形燃料化物の授受	「固形燃料化物の所有権は、維持管理・運営業務委託契約に基づく業務の遂行過程で固形燃料化物を募集要項等に定める計量設備で計量した時点で発注者から受注者に移転される」とありますが、ここでいう固形燃料化物には提案バイオマス受入による増量分も含まれていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
180	固形燃料化物売買契約書（案）	2	3	4			固形燃料化物の授受	「維持管理運営業務委託契約に基づき発注者が引き渡す汚泥の性状等により責任を負う場合」とは、具体的には維持管理運営業務委託契約書のどの条項になりますでしょうか、ご教示をお願いいたします。	第28条となります。
181	固形燃料化物売買契約書（案）	2	6				授受されない場合	発注者の帰責事由により固形燃料化物の販売が困難となった場合には固形燃料化物を発注者である貴市が買い取るとの定め（要求水準書第3章7.5.3）を本条の第2項に追記するなどの方法にて明記いただきたく、ご検討をお願いいたします。	ご意見として伺います。
182	固形燃料化物売買契約書（案）	2	6				授受されない場合	「～不可抗力による場合を除き、 固形燃料化物 を受注者の計算において任意に処分し、」とありますが、「発注者の計算において任意に処分し」の誤りではないでしょうか？	原文のままとします。
183	固形燃料化物売買契約書（案）	2	8				不可抗力の場合	「協議」とありますが、本契約より上位にあたる基本契約の第17条第3項において、「不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は、（同契約同条）第1項は適用しない」とありますので、不可抗力の場合は発注者の負担と理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。
184	固形燃料化物売買契約書（案）	2	9	3			有効期間	本項のなお書きの記載に基づきますと、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが当該契約の受注者により解除された場合には、固形燃料化物売買契約の受注者又は固形燃料化物有効利用企業その他第三者に生じた損害は貴市がその責めを負うものと理解いたしますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	原文のままです。発注者はその責を負いません。
185	固形燃料化物売買契約書（案）	4					押印欄	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義である場合、協力企業の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
186	固形燃料化物売買契約書（案）	5	別紙（第1条関連）	2			事業年度別の固形燃料化物買取代金の支払金額・スケジュール	表において、税込みでの記載となっておりますが、事業期間の中で税率改正があることも想定されますので、税抜き表記としていただけないでしょうか。	税抜価格に修正します。
187	固形燃料化物売買契約書（案）	6	別紙				物価変動等による固形燃料化物の価格の見直し の指標	「国内企業物価指数の石炭製品（日本銀行調査統計局）　」 とありますが、「消費税を除く国内企業物価指数」の、「小類別/石炭製品」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
188	バイオガス発電事業契約書（案）						バイオガス発電事業主体	バイオガス発電事業主体は、基本協定におけるバイオガス発電事業実施企業になりますので、SPCからバイオガス発電事業実施企業に事業運営を一括委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	第5条より維持管理・運営の委託は可能です。
189	バイオガス発電事業契約書（案）						緒言	「基本契約に基づき設立する特定目的会社(以下「SPC」という。)は、この契約に定める受注者の権利および義務をSPC設立後ただちに継承するものとする。」とありますが、維持管理・運営業務委託契約書と同様に、受託者または下請人が本事業の実施事業者の構成企業または協力企業である場合には、受注者もしくはSPCは、発注者に対する事前通知により本業務の全部または主要な部分を一括して委託することができると理解して良いか。	第5条より維持管理・運営の委託は可能です。
190	バイオガス発電事業契約書（案）						序文	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
191	バイオガス発電事業契約書（案）	1	2	1			事業期間	平成29年4月1日に施行された改正FIT法により、設備認定は「事業計画認定」に変更されました。ここでいう「設備認定」は「事業計画認定」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
192	バイオガス発電事業契約書（案）	1	2	2			事業期間	事業期間変更を認める旨、記述されています。FIT認定設備の期間満了後には事業期間内と同等なメリットを提供することは困難ですが、その時点でより下水道事業に寄与する提案ができるのであれば事業期間の変更が可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
193	バイオガス発電事業契約書（案）	1	2	2			事業期間	本条第1項第1号の設備認定の完了は、経済産業省による設備認定手続き及び一般送配電事業者等との系統接続の申込みとその同意等の手続きを経て行われる性質上、当該期間内に完了しうるかは流動的ですが、かかる場合には、設備認定期間の変更及び事業期間の変更については原則として認めていただけるものと理解しておりますが、そのような理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。
194	バイオガス発電事業契約書（案）	1	4	2			設計・施工	バイオガス発電設備の試運転に必要なユーティリティ等については、本事業における試運転の扱いと同様（提案バイオマス処理事業契約書案第4条第2項に同じ）と理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
195	バイオガス発電事業契約書（案）	1	5				維持管理・運営	「受注者は、その責任により、これを第三者に委託」とあります。第4条第3項とあわせますと、「受注者がバイオガス発電設備を所有し、当該所有権及び維持管理義務をSPCに継承でき、さらに当該所有権と維持管理義務を第三者に委託」できるとの理解でよろしいでしょうか。	所有は不可です。維持管理・運営の委託が可能です。
196	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(2) (3)		バイオガス独占買取・利活用権	電気事業者による再生可 能エネルギー電気の調達に関する特別措置法同法第3条第8 項に基づく単価の減少により受注者の収入が減少した場合は、バイオガス売買契約ガス購入単価の見直しをしていただけないでしょうか。	原文のままとします。バイオガス売買契約書（案）もご参照下さい。
197	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(3)		バイオガス発電設備に対する設備認定	「バイオガス発電設備に対する設備認定」は、認定制度の変更に伴い、「バイオガス発電設備に対する事業認定」と置き換えて考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。修正します。
198	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(2)		バイオガス独占買取・利活用権	「受注者は当該収入のうち、事業提案に基づく売電単価から、実際の売電単価が増加したことに伴う収入増加の額の100分の50に相当する利益を発注者に対して分配する義務を負うとありますが、FIT法に基づく事業提案でかつ提案額どおりの売電単価となった場合はこの限りではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
199	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(2)		バイオガス独占買取・利活用権	「受注者は当該収入のうち、事業提案に基づく売電単価から、実際の売電単価が増加したことに伴う収入増加の額の100分の50に相当する利益を発注者に対して分配する義務を負うとありますが、将来、法的に売電単価が上昇した場合を想定した条項という理解でよろしでしょうか。	(2)ではFIT法による単価上昇を含みません。FIT法による単価上昇については(3)のとおりです。
200	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(3)		バイオガス独占買取・利活用権	「受注者は当該収入のうち、事業提案に基づく売電単価から、実際の売電単価が増加したことに伴う収入増加の額の100分の50に相当する利益を発注者に対して分配する義務を負うとありますが、FIT法に基づく事業提案でかつ提案額どおりの売電単価となった場合はこの限りではないと理解してよろしいでしょうか。	No.199をご参照下さい。
201	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(3)		バイオガス独占買取・利活用権	「受注者は当該収入のうち、事業提案に基づく売電単価から、実際の売電単価が増加したことに伴う収入増加の額の100分の50に相当する利益を発注者に対して分配する義務を負うとありますが、将来、法的に売電単価が上昇した場合を想定した条項という理解でよろしでしょうか。	No.199をご参照下さい。
202	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3	(3)		バイオガス独占買取・利活用権	「特措法第三条第8項に基づく単価の増加により受注者の収入が増加したときは、発注者は、前項に基づく収入の分配の割合について、受注者と協議のうえ‥‥」とありますが、特措法第三条第10項に基づく国内経済状況を顧みての調達価格等の改定にて受注者の収入が減少したときにも、発注者は、受注者と協議のうえ対応を検討してくことを追記お願いいたします。	原文のままとします。
203	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	3			バイオガス独占買取・利活用権	第3項が重複しています。第3項は第4項となり、以降も同様に修正お願いします。	修正します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
204	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	4			バイオガス独占買取・利活用権	バイオガスの計量を行う計量設備について、「募集要項等に定める」とありますが、具体的にはどの書類のどの箇所になりますでしょうか、ご教示をお願いいたします。	要求水準書（中部編）に、測定に関する業務が記載されています。
205	バイオガス発電事業契約書（案）	2	6	5			バイオガス独占買取・利活用権	「維持管理運営業務委託契約に基づき発注者が引き渡す汚泥の性状等により責任を負う場合」とは、具体的には維持管理運営業務委託契約書のどの条項になりますでしょうか、ご教示をお願いいたします。	汚泥の量の誤記です。修正します。
206	バイオガス発電事業契約書（案）	2	7				土地の貸付	賃貸期間はバイオガス発電事業契約期間とし、設置工事・除却期間は賃貸契約外とし賃貸費用は発生しないと理解で宜しいでしょうか。	設置工事・除却期間も含みます。
207	バイオガス発電事業契約書（案）	2	7				土地の貸付	事業期間において、占有料金は変動しないと考えてよろしいでしょうか。	変動します。土地の占有料については、地価の変動、固定資産税の評価替え等を踏まえ、市と事業者の協議の上で見直すものとします。
208	バイオガス発電事業契約書（案）	2	7				土地の貸付	賃貸期間は更新できるとあります。賃貸借契約書の素案をご教示おねがいいたします。	契約交渉時に示します。
209	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10	3			有効期間	本項のなお書きの記載に基づきますと、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが当該契約の受注者により解除された場合には、受注者又は電量買取を行う一般送配電事業者又は特別送配電事業者その他第三者に生じた損害は貴市がその責めを負うものと理解いたしますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	原文のままです。発注者はその責を負いません。
210	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10	3			有効期間	本条第3項の場合を除くバイオガス発電事業契約の解除または終了の場合には、これによって既に締結している建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約は終了せず、また、建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約の締結前でもこれらの契約締結は妨げられないものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。
211	バイオガス発電事業契約書（案）	3	10				有効期間	第10条に基づく賃貸借契約が解除される場合のうち、発注者の責めに帰すべき事由による受注者の解除の場合には、バイオガス発電事業契約は存続すると理解して宜しいでしょうか。	存続しません。
212	バイオガス発電事業契約書（案）	3	11	1			原状回復	「地下に受注者が所有する又は管理する」物件について、第1項の場合においても、発注者との協議により撤去が不要と合意された物件は、撤去しない旨を追加いただくことは可能でしょうか。例えば、杭の撤去などにより、汚泥利活用施設への影響が考えられる場合などに当たります。	基本的に杭等の地下埋設部の残置については、廃掃法に抵触する恐れがあるため、原則として撤去してください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
213	バイオガス発電事業契約書（案）	3	11	2			原状回復	発注者が買取りを希望する場合の買取り条件の考え方として、簿価なのか時価なのかご教示ください。	協議によります。
214	バイオガス発電事業契約書（案）	3	11	2			原状回復	契約終了の1年6か月前にした根拠があればご教示ください。	予算措置の時期等を考慮したものです。
215	バイオガス発電事業契約書（案）	4					捺印者	バイオガス発電事業契約書における受注者の捺印者は構成企業の全員と、協力企業のうちバイオガス発電事業関連業務を担う企業との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。
216	バイオガス発電事業契約書（案）	4					押印欄	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義である場合、協力企業の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。
217	バイオガス売買契約書（案）						序文	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
218	バイオガス売買契約書（案）	1	1				総則	基本契約第13条においてバイオガス売買における事業者の責務が記載されています。基本契約、この契約、募集要項等、事業提案書に矛盾及び齟齬がある場合は、基本契約、この契約、募集要項等、事業提案書の順にその解釈が優先すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
219	バイオガス売買契約書（案）	1	2	1			保険証券の寄託	「履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券 を発注者に寄託しなければならない。 」とありますが、保険証券の写しの提出とさせていただけませんでしょうか。	履行保証契約締結の場合には、保険証券原本を寄託頂くこととなっております。
220	バイオガス売買契約書（案）	1	3	1			バイオガスの売買	「発注者は嫌気性消化施設においてバイオガスを製造後遅滞なく受注者に有価に提供し・・」とありますが、ガス製造を委託されるのも買取を行うのもSPCとなるため、SPC単体で完結する流れになります。その場合、前者は市からの委託業務、後者はSPCの民間事業としての業務という区分けになっているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
221	バイオガス売買契約書（案）	1	3	1 2			バイオガスの売買	バイオガスの所有権は計量した時点で全量受注書に移転されるますが、購入量は受注者の必要量だけとの理解で宜しいでしょうか。余剰分は燃焼処理されますが、購入量には含まれないと理解しております。	ご理解の通りです。第6条に追記しました。
222	バイオガス売買契約書（案）	1	3	2			バイオガスの売買	各年度においてバイオガスの計量が実施される時期及び回数（頻度）について何か定めがございましたらご教示をお願いいたします。	バイオガス発生量は、要求水準書により時間単位及び日単位データとされています。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
223	バイオガス売買契約書（案）	1	3	2			バイオガスの売買	「発注者は嫌気性消化施設においてバイオガスを製造後遅滞なく受注者に有価にて提供し、受注者は、製造されたバイオガスを必要量買取るものとし、速やかに引き取るものとする。」とありますが、ここでいうバイオガスには提案バイオマス受入による増量分も含まれているという理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
224	バイオガス売買契約書（案）	1	3	3			バイオガスの売買	「維持管理運営業務委託契約に基づき発注者が引き渡す汚泥の性状等により責任を負う場合」とは、具体的には維持管理運営業務委託契約書のどの条項になりますでしょうか、ご教示をお願いいたします。	汚泥の量の誤記です。修正します。
225	バイオガス売買契約書（案）	1	4	2			バイオガスの価格	「別紙の通り、発注者及び受注者の間で協議」とありますが、別紙には協議実施時期等の詳細な記述がありません。協議実施時期及び協議するための条件につきましてご教示願います。	協議時期は年度ごととし、追記します。
226	バイオガス売買契約書（案）	1	4	2			バイオガスの価格	「経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は、～発注者及び受注者の間で協議して年度契約において変更できるものとする。」とありますが、本契約とは別に年度契約を毎年締結するとの理解でよろしいでしょうか。	年度ごとに変更できる、と修正します。
227	バイオガス売買契約書（案）	2	6	1			授与されない場合	受注者への請求額につきましては、別紙に示した事業年度別のバイオガス買取量から計算され算出されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
228	バイオガス売買契約書（案）	2	6				授受されない場合	「～不可抗力による場合を除き、 バイオガス を受注者の計算において任意に処分し、」とありますが、「発注者の計算において任意に処分し」の誤りではないでしょうか？	原文のままとします。
229	バイオガス売買契約書（案）	2	7				不可抗力の場合	「協議」とありますが、本契約より上位にあたる基本契約の第17条第3項において、「不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は、（同契約同条）第1項は適用しない」とありますので、不可抗力の場合は発注者の負担と理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。
230	バイオガス売買契約書（案）	2	8		(1)		有効期間	バイオガス発電事業契約書第２条第２項の結果事業期間が変更された場合は変更後の期間となるものと理解しております。その旨明記いただきたく、ご検討をお願いいたします。	バイオガス発電事業契約書（案）の第10条に追記します。
231	バイオガス売買契約書（案）	3					押印欄	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義である場合、協力企業の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。
232	バイオガス売買契約書（案）	4	別紙	2			事業年度別のバイオガス買取代金の支払金額・スケジュール	表において、税込みでの記載となっておりますが、事業期間の中で税率改正があることも想定されますので、税抜き表記としていただけないでしょうか。	税抜価格に修正します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
233	未利用地利活用事業契約書（案）						未利用地利活用事業主体	未利用地利活用事業主体は、基本協定における未利用地利活用事業実施企業になりますので、SPCから未利用地利活用事業実施企業に事業運営を一括委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	第4条より、維持管理・運営を委託できることとなっております。
234	未利用地利活用事業契約書（案）						緒言	「基本契約に基づき設立する特定目的会社(以下「SPC」という。)は、この契約に定める受注者の権利および義務をSPC設立後ただちに継承するものとする。」とありますが、維持管理・運営業務委託契約書と同様に、受託者または下請人が本事業の実施事業者の構成企業または協力企業である場合には、受注者もしくはSPCは、発注者に対する事前通知により本業務の全部または主要な部分を一括して委託することができると理解してよろしいでしょうか。	第4条より、維持管理・運営を委託できることとなっております。
235	未利用地利活用事業契約書（案）						緒言	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
236	未利用地利活用事業契約書（案）	1	1				総則	未利用地利活用事業の履行場所は独立した２か所の敷地（中部浄化センター内の敷地及び南部浄化センター内の敷地）となりますが、それぞれ別個独立の利活用事業であると理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	原則同一事業と考えておりますが、提案内容により別事業となります。その場合は契約書を２つ用意します。
237	未利用地利活用事業契約書（案）	1	1				総則	中部浄化センター内敷地での未利用地利活用事業と南部浄化センター内敷地での未利用地利活用事業とが別個独立の事業である場合、第9条及び第10条はいずれも各個別の未利用地利活用事業毎に適用されるものとの理解で相違ありませんでしょうか。	No.236をご参照下さい。
238	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5				土地の貸付	賃貸期間はバイオガス発電事業契約期間とし、設置工事・除却期間は賃貸契約外とし賃貸費用は発生しないと理解で宜しいでしょうか。	設置工事・除却期間を含みます。
239	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5				土地の貸付	事業期間において、占有料金は変動しないと考えてよろしいでしょうか。	変動します。土地の占有料については、地価の変動、固定資産税の評価替え等を踏ま え、市と事業者の協議の上で見直すものとします。
240	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5				貸付期間	貸付は着工時から開始されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.238をご参照下さい。
241	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5				土地の貸付	賃貸借契約書も、最終的には市とSPCとの間の契約になりますでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
242	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5				土地の貸付	未利用地利活用事業において、提案バイオマス処理事業のように場内のユーティリティ等必要になった場合には、別途契約が結ばれることになりますでしょうか。	追記しました。
243	未利用地利活用事業契約書（案）	1	5				土地の貸付	賃貸期間は更新できるとあります。賃貸借契約書の素案をご教示おねがいいたします。	契約交渉時に示します。
244	未利用地利活用事業契約書（案）	2	7				契約内容の変更等	発注者が必要があると認めるときは協議の上、契約内容の変更もしくは契約解除が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
245	未利用地利活用事業契約書（案）	2	7				契約内容の変更等	発注者が必要があると認めるときは協議の上、契約内容の変更もしくは契約解除が可能である場合、持続的な未利用地利活用事業実施の観点から、事業期間終了の5年前を目安に期間延長の協議をさせて頂くことを提案いたします。	ご意見として伺います。
246	未利用地利活用事業契約書（案）	2	7				契約内容の変更等	今回の公募において準備された未利用地について、今回の提案によってすべての未利用地を使用しなかった場合、将来提案時においては、契約内容の変更対象として当該将来提案に関しても優先交渉権者に対する優先交渉権は留保されていると理解してよろしいでしょうか。	将来提案に対する優先交渉権はありません。
247	未利用地利活用事業契約書（案）	2	8				不可抗力の場合	「協議」とありますが、本契約より上位にあたる基本契約の第17条第3項において、「不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は、（同契約同条）第1項は適用しない」とありますので、不可抗力の場合は発注者の負担と理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。
248	未利用地利活用事業契約書（案）	2	9	1			有効期間	「令和26年3月31日まで」との部分は、第2条2項によって事業期間が変更された場合にはその変更後の事業実施期間の終了日までとなるものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。
249	未利用地利活用事業契約書（案）	2	9	3			有効期間	「維持管理運営業務委託契約に基づき発注者が引き渡す汚泥の性状等により責任を負う場合」とは、具体的には維持管理運営業務委託契約書のどの条項になりますでしょうか、ご教示をお願いいたします。	9条3項にはご意見の記述はありません。
250	未利用地利活用事業契約書（案）	2	9	3			有効期間	本項のなお書きの記載に基づきますと、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが当該契約の受注者により解除された場合には、受注者又は第三者に生じた損害は貴市がその責めを負うものと理解いたしますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	原文のままです。発注者は責を負いません。
251	未利用地利活用事業契約書（案）	2	9	3			有効期間	本条第3項の場合を除く未利用地利活用事業契約の解除または終了の場合には、これによって既に締結している建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約は終了せず、また、建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約の締結前でもこれらの契約締結は妨げられないものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
252	未利用地利活用事業契約書（案）	2	10				原状回復	「地下に受注者が所有する又は管理する」物件について、第1項の場合においても、発注者との協議により撤去が不要と合意された物件は、撤去しない旨を追加いただくことは可能でしょうか。例えば、杭の撤去などにより、汚泥利活用施設への影響が考えられる場合などに当たります。	基本的に杭等の地下埋設部の残置については、廃掃法に抵触する恐れがあるため、原則として撤去してください。
253	未利用地利活用事業契約書（案）	3					捺印者	未利用地利活用事業契約書における受注者の捺印者は構成企業の全員と、協力企業のうち未利用地利活用事業関連業務を担う企業との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。
254	未利用地利活用事業契約書（案）	3					押印欄	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義である場合、協力企業の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。
255	提案バイオマス処理事業契約書（案）						提案バイオマス処理事業主体	提案バイオマス処理事業主体は、基本協定における提案バイオマス処理事業実施企業になりますので、SPCから提案バイオマス処理事業実施企業に事業運営を一括委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	第5条より、維持管理・運営を委託することができます。 ただし、付帯事業において下水処理場で提案バイオマスを廃棄物として受け入れる場合は、SPCが廃棄物処理施設の設置許可及び関連する廃棄物の処分業の許可を有する必要があります。 併せて、構成企業等からの転籍・出向等により、廃掃法で求める技術管理者がSPCに在籍する必要があります。 （市廃棄物対策課協議内容）
256	提案バイオマス処理事業契約書（案）						緒言	「基本契約に基づき設立する特定目的会社(以下「SPC」という。)は、この契約に定める受注者の権利および義務をSPC設立後ただちに継承するものとする。」とありますが、維持管理・運営業務委託契約書と同様に、受託者または下請人が本事業の実施事業者の構成企業または協力企業である場合には、受注者もしくはSPCは、発注者に対する事前通知により本業務の全部または主要な部分を一括して委託することができると理解してよろしいでしょうか。	No.255を参照ください。
257	提案バイオマス処理事業契約書（案）						序文	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が事業者となります。
258	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	2	2			事業期間	事業期間変更を認める旨、記述されています。より下水道事業もしくは廃棄物処理事業に寄与する提案ができるのであれば事業期間の変更が可能という理解でよろしいでしょうか。 持続的な未利用地利活用事業実施の観点から、事業期間終了の5年前を目安に期間延長の協議をさせて頂きたい。	ご意見として伺います。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
259	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	2	2			事業期間	事業期間変更を認める旨、記述されています。より下水道事業もしくは廃棄物処理事業に寄与する提案ができるのであれば事業期間の変更が可能である場合、持続的な未利用地利活用事業実施の観点から、事業期間終了の5年前を目安に期間延長の協議をさせて頂くことを提案いたします。	No.258を参照ください。
260	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	4	3			設計・施工	「提案バイオマス受入施設の所有権は、受注者に帰属」とありますが、本契約より上位に当たる基本契約の第19条において権利義務の譲渡が禁止されているのは自己以外の第三者ですので、提案バイオマス受入施設の所有権を、他の当事者の承諾を受けた上で、事業者の一企業に譲渡することは可能と理解してよろしいでしょうか。	所有は事業者（SPC設立後はSPC）となります。
261	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	5				維持管理・運営	受注者は、第三者に業務委託が可能な旨の記載がありますが。募集要項P23（５）において、一部業務の委託でも市への承諾を得る必要が記載されております。この権利を行使する場合には、委託する業者について市にご承諾を頂く必要がある、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
262	提案バイオマス処理事業契約書（案）	1	6				施設使用料	専有面積増加により発生する土地の貸付期間は当該事業期間とし、設置工事・除却期間は賃貸契約外とし賃貸費用は発生しないと理解で宜しいでしょうか。	設置工事・除却期間を含みます。
263	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	6				施設使用料	発注者と受注者との間の施設使用料支払い契約に関する協議の開始及び契約締結時期はそれぞれいつ頃と想定されていますでしょうか、ご教示をお願いいたします。	協議によります。（契約交渉時に同時協議）
264	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	6				施設使用料	施設利用支払い契約も、最終的には市とSPCとの間の契約という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
265	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	6				施設使用料	施設利用料の算出については提案バイオマスの受け入れ量に応じて定めるとありますが、固形物濃度やCODcr負荷等のパラメータではなく、単純に処理量に応じて定められるとの理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
266	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	8				不可抗力の場合	「協議」とありますが、本契約より上位にあたる基本契約の第17条第3項において、「不可効力または事業者以外の者の責めに帰すべき事由によることを事業者が明らかにした場合は、（同契約同条）第1項は適用しない」とありますので、不可抗力の場合は発注者の負担と理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
267	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	9	3			有効期間	本項のなお書きの記載に基づきますと、建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約のいずれかが当該契約の受注者により解除された場合には、受注者又は提案バイオマス排出者その他第三者に生じた損害は貴市がその責めを負うものと理解いたしますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	原文のままです。発注者は責を負いません。
268	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	9	3			有効期間	本条第3項の場合を除く提案バイオマス処理事業契約の解除または終了の場合には、これによって既に締結している建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約は終了せず、また、建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約の締結前でもこれらの契約締結は妨げられないものと理解しておりますが、かかる理解で相違ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。
269	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	9				有効期間	第6条に基づく施設使用料支払い契約が解除される場合のうち、発注者の責めに帰すべき事由による受注者の解除の場合には、提案バイオマス処理事業契約は存続すると理解して宜しいでしょうか。	追記します。存続しません。
270	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	10	1			原状回復	「地下に受注者が所有する又は管理する」物件について、第1項の場合においても、発注者との協議により撤去が不要と合意された物件は、撤去しない旨を追加いただくことは可能でしょうか。例えば、杭の撤去などにより、汚泥利活用施設への影響が考えられる場合などに当たります。	基本的に杭等の地下埋設部の残置については、廃掃法に抵触する恐れがあるため、原則として撤去してください。
271	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	10	2			原状回復	発注者が施設の買取を希望する場合、1年6か月前までにその旨通知するとあるが、本体事業の契約終了時の施設機能確認のタイミング（6か月前）と異なっておりますが、この理由についてご教示ください。（原則として、本体事業は契約終了後も継続、付帯事業は契約終了後は撤去という考え方でしょうか？）	予算措置の時期等を考慮したものです。
272	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	10	2			原状回復	発注者が買取りを希望する場合の買取り条件の考え方として、簿価なのか時価なのかご教示ください。	協議によります。
273	提案バイオマス処理事業契約書（案）	2	10				原状回復	原則として現状回復とありますが、当該建設地は軟弱地盤であるかと思われます。解体撤去する場合、その後の跡地利用等を考慮し、基礎杭などの取扱いを協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。	基本的に杭等の地下埋設部の残置については、廃掃法に抵触する恐れがあるため、原則として撤去してください。
274	提案バイオマス処理事業契約書（案）	4					捺印者	提案バイオマス処理事業契約書における受注者の捺印者は構成企業の全員と、協力企業のうち提案バイオマス処理事業関連業務を担う企業との理解でよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　特定事業契約書（案）に関する質問回答

No	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問および意見	回答
275	提案バイオマス処理事業契約書（案）	4					押印欄	本契約はSPC設立後にSPCに継承されることから、本契約における「事業者」は「構成企業（SPCに出資する企業）」と同義である場合、協力企業の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。	SPC設立前は構成企業及び本事業を実施する協力企業が捺印者となります。